

平成22年第2回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成22年6月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年6月8日	9時30分	議長	酒井恵明	
	散会	平成22年6月8日	15時30分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳	3番	後藤信八		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長	眞島敏明		
	教育長	松隈亞旗人	こども課長	内山敏行		
	会計管理者	平野勉	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	小野龍雄	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	企画政策課長	岩坂唯宜	教育学習課長	毛利俊治		
	財政課長	安永靖文	財政係長	城本好昭		
	税務住民課長	重松俊彦	学校教育係長	酒井智明		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 片山 一 儀

- (1) 基山町予算の要求、査定、調整、審議について
- (2) 行政の審議会等について

2. 松石 信 男

- (1) 国民健康保険事業の現状と課題について
- (2) 牛などの口蹄疫対策の実施について
- (3) 住宅改修補助金制度（住宅リフォーム）の創設について

3. 原 三 夫

- (1) 公共下水道の事業計画について
- (2) 市町村設置型合併浄化槽の推進について
- (3) 観光行政について
- (4) 駅前商店街・モール街の活性化対策について

4. 品川 義 則

- (1) 指定管理者制度について
- (2) 買い物弱者問題について
- (3) 学校給食について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 一般質問を議題とします。

まず初めに、片山一儀議員の一般質問を行います。片山議員。

5 番（片山一儀君）（登壇）

おはようございます。5 番議員の片山でございます。

一般質問に当たり、まず町長以下行政の皆様の日ごろの真摯な努力に感謝をさせていただきたいと思っております。

さて、6 月 1 日、明治大学の非公開講座が佐賀市内で開催されました。私は聴講させていただいたんですが、テーマは自治体主権と地域創造というものでした。世界的にガバメント、すなわち統治機構、行政、あるいは議会が国民の信頼をなくしている時代だそうであります。しかし、日本の地方行政の質は世界的に見て希有に高いが、地方議会はクオリティーは疑わしいという話をされておりました。

そこで、行政について日ごろから疑問に思っている事項、2 点について質問をいたします。

第 1 点は、予算の調製についてであります。

ことしの 5 月 29 日に博多で市民と議員の条例づくり交流会議 in 九州というのが開催され、北海道の旭川からも議員や事務局の方がお見えでありました。350 名ほどが集まっている議論をした半数が議員でしたでしたけども、しかしその場で議論の府である議会で議員は討論せず、質問し、要望するだけという発言、あるいは議員はこれをしろ、あれをしろと要望するという発言が多々出ておりました。そういう要望もありますが、成熟した社会では市民の要求は幾何級数的に増大をする。しかしながら、その財源はいろんな理由がありましようが、算術級数的にしか伸びないと、こういう悩みがあるわけなんです。したがって、市長の予算の調製、議会の予算の審議というものは非常に重大であります。

地方公共団体の首長の任務、町長の任務は、地方自治法第 1 条 2 項に地方公共団体は住民

の福祉の増進を図ることを基本とし云々と定められています。行政と議会の関係は、町長が町民の代表として町民から選ばれて、主権者町民のために政策を執行される。議会はそれを主権者町民のために審議、チェックとも言われますが、またあるいは議会も条例の提出権を持っていますので、政策を提言をすることはあると思います。町長が政策を執行されるために、地方自治法第149条に町長に予算の調製権、一般に編成権って言われますが、定められています。このために今回財政課が再設されたことは喜びにたえないことではありますが、一方議会には地方自治法96条に議会の権限として予算を定めることと明記されています。予算は町政のすべての基本であると考えerわけですね。その基本である予算の調製及び審議について一問一答方式して次の4点を質問いたします。

1つは、基山町の予算の調製手順はどのようになっていますか。基山町の予算の調製過程を簡潔に御説明ください。

2つ目、予算は情勢分析に基づき、かつ町長の政策、あるいは必要性から調製されると考えます。予算編成方針を見ても、その一貫性が見えてまいりません。情勢見積もり及び分析はいかなる視点で行われていますか。

3点、予算関連の議会審議は、議長も予算特別委員長も主として歳入歳出予算の補足説明資料である事項別明細書を開き、款、項、目順にページをめくり質問の有無を確認されるだけであります。予算の内容は、御存じのとおり地方自治法215条に歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用と示されていますが、それらの審議は皆無と言っても過言ではありません。前に述べましたが、歳入歳出予算、予算の一部ですね、補足説明資料である事項別明細書に関して質問するだけで、ある事項については行政からも力入れられた説明はないと理解しております。これは予算審議ではなく、今はやりの事業仕分けと言ったほうがわかりやすいかもしれません。

そこで、予算の審議資料を作成される視点はどこに置かれているのでしょうか。議会に出される予算審議の資料をどういう視点で出されているか、この質問であります。

2つ目、第2点は、町長が町政を執行するに当たり、諸計画を法の定めに従い、あるいはみずから策定されることになっております。それに基づいて事務あるいは事業を執行されるわけですが、その計画策定に当たり審議会や委員会を開催されます。これに関して一問一答として次の2つの質問をいたします。

行政計画策定等の審議会等について、審議委員の選考基準をどのようにお考えですか。審

議は何のために実施するとお考えですか。すなわち、町民の意見を聞いたという儀式のためでしょうか。

以上の質問を第1回目の質問とさせていただきます。よろしく御回答をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それじゃ、片山一儀議員の御質問に答えを申し上げます。

まず、1項目めは基山町予算の要求、査定、調製、審議についてということで、(1)のAでございます。

基山町の予算の調製手順はどのようになっていますか。基山町における予算の調製過程を説明をということでございます。

まず、11月上旬に町長方針、そして各課担当者への予算編成説明会を行います。そして、12月末提出期限といたしております。それから、明けて1月初旬に昨年ですか、事業仕分けというようなことを行いまして、中旬に財政課の査定を行っております。そして、1月末町長査定を行い、決定をしておるという手順でございます。

次に、この予算は情勢分析に基づき町長の政策、あるいは必要性から調製されるということ。しかし、予算編成方針を見ても、その一貫性が見えてこないということ。情勢見積もり及び分析はいかなる視点で行っておるかということでございますが、基本的には私も政策、あるいはまた必要性に基づいて、予算編成方針に沿った予算調製を行っておるということでございます。

地方公共団体の事務事業は計画的に行う必要があり、かつ歳入される収入の範囲内において行うものであり、事務事業を執行する上においては一定の計画をつくる、すなわち予算でございますが、基本構想、実施計画、その他中・長期に継続して実施していくべき政策実現に向けた施策、住民要望などを広く見詰め、その中の緊急性、必要性、要求度などの観点から優先度を判断して、優先度の高いものから歳入の範囲内で順次計上をいたしております。

ここで、ちょっと余計かもわかりませんが、一貫性が見えてこないということでございますけれども、後でそういう決めつけといいますか、感想になるようなということが今おっしゃいました。私も果たしてそうだったかなということではとしまして、まあ心配もしまして

見直しましたけども、私としてはそこにはやっぱり一貫性はあるというふうに思っております。きょうはその議論の場ではございませんから、これ以上申しませんけども、急にといいますか、おっしゃられると、本当に私自身もそうですし、聞かれてる方もああそうなんだというような感じを持たれるかもわからんなということで、ちょっと危惧しましたもんですから、余計につけ加えさせていただきます。

それから、ウの予算関連の議案審議ということでございます。

継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用の審議は皆無ということで、予算の審議資料を作成する視点はどこに置いておるかということでございますけども、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、予算の流用の範囲につきましては、議案としてお願いをいたしております。そのうち継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債は別表として総務省令で定められた基準様式により上程し、補足説明で説明を申し上げているところでございます。

次、第2項の行政の審議会等についてということでございます。

(1)のアでございますけども、審議委員の選考基準はどのようにお考えかということでございます。

各審議会の目的において、それぞれの部門における意見や専門的な考えを持った方々を選考させていただいておるということでございます。

それから、イの審議は何のために実施をすると考えておるかということでございますが、それぞれが目的を行政運営に対して専門的な意見や町民の意見を反映するためと認識をいたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

ありがとうございます。

今、回答の中で予算編成説明会という用語を使われました。地方自治法第211条に地方公共団体の長は、すなわち町長ですね、毎年度予算を調製し、前年度開始前に議会の議決を受けなければならないと定めているんですね。御存じのとおりです。予算の編成と予算の調製、どのように異なるというふうに理解されてるんですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

編成イコール調製というような考えを持っております。国会においては、予算の編成でございましたかね、ちょっと言葉が違います。地方自治においては調製というような言葉が使われておるといふことでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

憲法においては、内閣は予算を作成すると書いてあります。（「そうですか。失礼しました」と呼ぶ者あり）編成は大きな意味であると。作成と調製は全然違うんです。理由は、地方公共団体はいろんなひもつきの予算があったり、法定受託事業があったりするわけですね。しかも、款、項はもう定められておるんですね。これは変更ができないことになっている。その款をいかにバランスよくというか、必要性において変えていくかというのが調製です。それを含んで編成ということはないことはないと思いますが、大きな意味が違うし、権限の差が違ふと。そこあたりが予算をつくる時、あるいは予算の審議に大きく影響するだろうと思っております。

国では、初夏、ちょうど今ごろ次年度の平成23年度予算に関する第1回のヒアリングが始まるころだと記憶しております。基山町では、各課の要求に対する事業仕分けはだれがどのように行っておられるんでしょうか。先ほどちょっと1月上旬事業仕分けをするっていう説明がありましたが、だれがどのようにして事業仕分けをされておるんでしょう。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

ことし行いましたのは、私と、それから総務課長、財政課長、企画課長、それと……（「財政課長はおらん」と呼ぶ者あり）会計管理者、まあ財政課長予定者ということでございます。失礼いたしました。私の中の財政課長さんというようなこと、その辺でございました。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

わかりました。

よく執行権という言葉が議会で聞かせていただきます。町長の執行権、非常に権限が大きゅうございます。事項別明細書で申します目と節については、これは事業というか、これは総務省令では定められてないですね。各それぞれ自治体で自由につくれることになっていきます。それをしっかり事業仕分けをされてるということでもあります。

予算を見てもみますと、どこの市町村でも現在財政は非常に厳しゅうございます。基山町は佐賀県でも比較的よいとは言われますが、よいランクにあります。それでも町長は財政が厳しいとおっしゃってます。そのとおりだろうと思いますが、現在そのために各地方自治体では負担金、分担金の見直しや削減を始めている市町村がたくさん出ておる。御存じのとおりだと思います。基山町の負担金は約9億円あります。この数字について、例えば私はたばこ販売促進協議会なんか要らないんじゃないかと、こう言ったけど、財政課長は要るんだとおっしゃいます。これは昔の公社の時代、三公社五現業の時代の遺物であります。そういうたかだか大した金額ではありませんけども、そういうことを逐次削っていくことが必要だと考えて、勇気を持ってそこは脱退することも必要です。小さな金額であっても、ちりも積もれば山となると言います。この負担金だとかこういう事業仕分けについて、町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、確かに今議会の資料としてつけております資料で補助金等ということで約9億円となっております。補助金等とは決算統計上の分類でございまして、大きく分けると負担金といわゆる補助金がございます。そして、保険料とか還付金等も含まれておるということでございます。平成20年度の決算の状況ですが、負担金には一部事務組合負担金のような団体の構成員としての性格のものが約720,000千円程度でございます。補助交付金等が約1億円、そのうち町単独の補助金が約70,000千円程度でございます。その70,000千円を補助金検討委員会で検討をして、削減できるところは削減をするというようなことをこれまでずっとやってきております。現在もやっておるということでございます。かなりやっぱり補助金について

は削らせていただいた部分もあるというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

補助金検討委員会というのを主催されまして、相当に変わっておるということは承知をしておりますが、もっと財政が厳しいとおっしゃるんだったら、勇断を持ってしていただきたいところがあると思うわけですね。今、その姿勢というか考え方をお尋ねします。

今、基山町この3年間を見てますと、徴税率の適切な見積もりが行われると、徴税率が高くないと年間の収入が少なくなるわけですから、これは総計予算主義という趣旨には異なるものが出てくるわけですね。収入が多くてその中で全部事業を立てることになってますからね、年間。したがって、徴税率を95にするのか97にするかって全然違ってきますね、事業の組み立てが。そういったように、非常に改良をされていることに敬意を表するものであります。こう見てますと、あるいは話を聞いてますと、すべてではないと思いますが、積算資料がなくて、例年に倣い、あるいは実績という安易な方法を採用されていると感じております。その年度の必要性に応じて厳格に見積もり、積算されないと無駄が生じるのではないかなと思うんです。私一時期、今の財務省、昔の大蔵省へ予算請求にたくさんの積算資料を持って行ってりましたが、主計官というベテランが全部査定をしていくわけです。そういうところで必要性、厳格に積算をしないと、無駄が生じるんじゃないかと考えてるんですが、町長、そういう点では前年度から賦課しましてさじかげんをしましたって、お医者さんみたいなんですね、ことをされる説明が多々あるんですけども。それは今どのように進められておりますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

さじかげんだけで、感情だけでやっておるということでは決してございません。やはりその事業を見直して、本当言うと事業評価というようなどこまで踏み込んでやるべきだというふうに思っておりますけども、それに似たようなことは今やっておりまして、そしてその事業によって積み上げといえますか、ここらは当然事業として見積もり等も必要であれば見積もりもとって、そういうことで積み上げをやっていっておるということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

その予算を作成っていうか、調製するために業者に当然見積もりをとられると思うんですね。あるいは、それに基づいて積算資料をみずから計算をされると思うんですが、地元業者でない業者に見積もりを依頼されてるのが多々あるやに聞いております。入札発注の際に、その見積もりを出させた業者が有利になるんじゃないかという懸念を持ってるんですが、この見積もりを依頼する、どういうところに依頼するかっていう基準か何かがあるんでしょうか。

それからもう一つは、この前これは見積もりを業者に出させるときに、もう機種が指定してあるんですね。キヤノンのインクジェットプリンター、PIXUS 1500と、こういうふうにしてある。機種を限定してしまうと、非常によろしくないんだと。ここでは機械性能なり要求性能をきちっと出して、それに合うできるだけ安いっていいですかね、効率のよい、そういうものをやはり見積もりをしていくことがよろしいんじゃないかと思うんですが、そういうことに何か御見解がありましたら、町長でも財政課長でも結構でございますが、教えてくださいたいと思います。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）（登壇）

見積もりの場合ですけれども、予算編成時に見積もりをお願いするときには、あくまでも予算見積もりですよと、お願いしますということでいたしております。それから、見積もりをとる場合には3社以上と。予算編成時ですね、3社以上からとることということで指導をいたしております。それから、機種とか見積もりでもその限定は財政課としては指導いたしておりません。同等機種、機種同等でとるようにということで、我々としては指導しております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

入札は何社以上、見積もりは何社以上っていうのは、これは一般的な常識というか通念で

ございますから、私が言ったのは町内、町外ですね。そのときの選定の基準はどうですかと、こう伺ったんですね。やはり、できれば町内の方々から見積もりをすることが肝要じゃないかと。まあいろんな条件がありますから、これはそれだけにとめさせておいていただきます。

次は、先ほど情勢見積もり、分析はいかなる視点で行われてますかと私は質問をしたんですね。それに基本構想、実施計画云々という回答をいただいたんですが、問いに答えていただいていない。要するに、情勢見積もり、分析はいかなる視点でということには、これに時間かけるつもりはありませんので、問いに答えていただいてないと。情勢見積もりについてお尋ねしたんです。これは町長一貫性がないことはないとおっしゃいました。ただ、これはいろんな見方があって、私が私の経験で情勢見積もりから、それが実際の政策に関連してるというふうにはぴんと結びつかない。私がこれから三十数年間、そういう作戦関係ですけども、携わってきた情勢分析、それから自分がどうするか、行動方針なんていうことにはそれほど結びついてない。確かに、形はあると思いますが。本当にそういうその一貫性、こだわらないで、優先度を判断して優先度の高いのものからというのは本当でしょうかと。回答のとおりであれば、この前請願にも出てきておりました総合計画にも実施計画、前企画政策課長がおっしゃったスクラップ・アンド・ビルド、あるいはローリングシステムでやられるという実施計画にもない神の浦のため池道路の建設等の事業は出てこないんじゃないですか。まあ誤解を招くことを恐れず、歯牙に衣を着せず申せば、基山町の行政のいろんな執行計画はよく言えばひらめきで、悪く言えば思いつきで、こう事業をやっちゃうんではないですか。要するに、一番根本は総合計画にしる、いろんな計画が町長がおっしゃるプロに任せると、コンサルに出すと、みずから考えないというところに大きな欠点があるんじゃないかと思っております。そういう点で町長のお考えですね、こう出てきてないよと、そんなことないよと。神の浦の埋め立てっていうのも地元要望ですね。道路をつくるという要望は上がってきてない。手法上はわかりますよ。ただ、それはいろんなことをですね、まあ今、答えていただいてもいいんですけども、非常にオールラウンドな表現になっておる。ある議員が今回の国土利用計画も作文じゃないかというふうに酷評されておりましたが、要するにそこらあたりがみずからつukらないというところに、この予算編成にもずっと響いてくるんじゃないかと思っておりますが、もし町長、違うという御意見があればお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

一貫性ということについては、これはいろいろ議論があるということだろうと思いますし、それから情勢見積もり及び分析が甘いと言われれば、片山議員のほうからすれば甘い、幼稚であるというような御判断をなされておるといふこと、そのことは私どもも心にとめて、また考えていかなきゃいかんかなといふふうには思っております。

それからもう一つは、コンサルの活用でございますけども、これはもう今までいろいろこの場でも議論いたしましたけども、私としましては本当に策定、もうよそにないような計画を策定するとかなんとかといふことになれば、それは職員がもう本当にすべてかかわってといふことでございますけども、やはり一応国に今度国土利用計画ですか、そういうこともございましたけども、そういうのはやはり国があって、県があって、町があるといふようなことで、一つの流れといふことでございますから、その辺は一つの流れに沿って、そしてその中でコンサルタントに丸投げするとかいふような、そういうことは決してやるべきじゃございませんから、そこにはやっぱりしっかりした町の意味をつぎ込んでいくと。そういうやり方をすれば、そんな間違っただけじゃないし、なりやりのものでもないといふふうに私は思っております。むしろそれを今の現職員の人数範囲内でカバーしていくよりも、その辺の概要をつくったり、その作文をしたりという部分ではその活用もあるかなといふふうに感じております。

それからもう一つは、この事業の遂行でございますけども、確かにこれは総合計画にうたっている部分もございます。しかしながら、これがすべてといふことじゃございませんし、ここにはっきりしたところを上げるといふことじゃなくて、生活道路の整備といふような、地域の要望を踏まえながらといふような、そういう項目もあるわけでございますから、神の浦あたりはやはり危険性、緊急性といふようなことで優先順位をとるということでございます。もっともっとほかにやるべきところがあると思っておりますけども、そういうやっぱり判断もいたしておるといふことです。

申しわけございません。もう一言つけ加えさせてもらってよろしゅうございますか。

行政計画、かなりそれもすべてひらめきとかなんとか、思いつきとかちゅうことではなくて、やはりさっきから申し上げておるようにならざる中と、そういうところからやはりそれは若干前後する、優先順位によって前後することもございましょうけども、そういうこと

は十分に考えながらということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

議長の御指示を伺いたいというか、その必要性もない。質問させていただくのは私のほうでございます。

今回、私丸投げという言葉は使ってない。やっぱり逐次改善をされてると思うんですね。ただ、氷川町がこの前説明に来られました。彼10年同じことに携わってますね。真剣にやっている。今度の日曜日、6日の日ですかね、内山さんに会われるんですけども、内山課長には悪いんですが、放課後児童の研修会が鳥栖でありました。それにみやき町の課長さんが多分来られてると思います。県の課長もお見えになっております。そこらあたりが一生懸命おやりになってることはわかるんですが、国家公務員の給料の話をしたんですが、大体5時過ぎから、それまで下のいろいろ調整があって、5時過ぎから自分の起案をするんです。基山町においては5時15分、5時半ぐらい過ぎたら余り部屋に光がともってない。課長っていうか、管理者には時間外手当もありませんし、やっぱりみずからつくることが、みずから汗をすることが非常につくったものについては熱意を持ってやれるわけですね。そういう姿勢が非常に大事ではないかと思っておるわけでありまして。

ちょっと話をかえますが、予算の調製でまる標予算っていう考え方は御存じですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

正直なところ、私も余り耳にしない言葉でございましたけども、察するところ目標達成、ノルマ達成、これは民間ではやっぱりそういう意味で使っておったんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。これが正確かどうかわかりませんが、私そういう感じは持っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

私ももう30年ぐらい知らなかった言葉なんです。まる標予算、標準予算という言葉を使っ

ておる。標準予算をまる標予算というんですが、要するに標準予算については大蔵でも査定をしないんですね。査定をしないっていうか、そのまま通す。いろいろなことをですね。標準予算というのは、それは事務とか、もうそれが上がろうが下がろうが、これ標準ですよってことで定額を決めてある。なぜこんなことを申すかという、予算調製でもそういう事項があると思いますし、今度は審議においては我々が手をつけない、つけられないっていうか、つけられない方がいいっていう予算があると思うんですね。例えば、この地方公共団体には法定受託事務と自主事務がありますが、法定受託事務は決まってて、我々はこの地方自治体で同じ項目で横出しとか、あるいは上乘せ事業をしてない限りは、これは審議をしてもどうしようもない事項じゃないかと思うんですが、そこらあたり、これは先ほどどういう資料をつくってありますかっていうことにも関連するんですけどね、どのようにお考えでしょうか。町長でも財政課長でも結構ですけど。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）（登壇）

法定受託事務と申しますと、平成12年4月の地方分権一括法から創設された言葉でございます。これにつきましては、地方自治法第2条第9項の第1号と第2号にございます。それで、これございまして、内容としては実際事務等やっておりますのが児童手当交付金の給付とか戸籍事務とかそういうたぐいのものがございます。予算上におきましては、人数とか、例えば今度は子ども手当ですかね、の人数とか、そういうのは作成いたします。戸籍事務につきましては、もう一般財源化されております。補助金は参っておりません。そういう関連で不要なものとかの査定は当然行いますし、またその件についても審議をお願いをしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

法定受託事務以外の法律でやらなきゃいけない、それから条例でやらなければいけない事項もたくさんあります。これは国のものであれば国が幾ら分担しますよ、あるいは県が幾ら分担しますよ、町はこれだけ分担しなさいというのが決まっておるわけです。したがって、

これも余り地方議会での審議の対象にならないかと思う。それは我々なかなか見えてこない
というか、知らないんですね。ベテランの課長さん方には御存じですが、そこあたりがその
審議資料のつくり方によって議会の効率化も図れるでしょうし、真剣な審議もできるんじや
ないかと思うわけです。

いろいろあるんですが、要するに先ほど繰越明許費あるいは継続費だとか、債務負担行為、
地方債、これについては余り審議を取り上げて審議をされます。全く説明がないということ
ではなくて、文書にも書いてありますが、これがしっかり議会で審議されないと、公正負担
といえますか、公債費であれば孫、子の代に幾ら負担をさせるか、公平な負担をとという考え
方でできるわけですね。だから、そこらあたりをしっかりと議論をしなきゃいけないのが余
り歳入歳出予算みたいに真剣に審議されない。これは大きな問題ではないかと思うわけです。

予算の調製で該当年度の情勢分析、町長の言われてた、あるいは総合計画あるいは実施計
画に基づいて政策実証をされる裏づけ、必要的な予算が考えられるわけですが、町長がこと
しからもう忙しい中、全日程特別委員会に参加をされました。全く敬意を表するわけであり
ますが、この予算の調製に関して政策論議が余りないと私は考えてるんですが、町長、そう
いう実態を、せっかく来られておられるのに、町長のマニフェスト、これ政策ですよ。そ
ういうことに関して、政策論議が余り活発でないということに関して町長の御所見を賜りた
いと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

予算委員会の中で、これはたしか私は昨年度も出たというふうに思っております。そして、
今度で2回目だということですが、その中で政策論議がされてないというような御指摘
でございますけども、政策論議っていうのはちょっと私も何かという部分がござい
ます。国会と地方自治体とはやっぱり組織自体、もちろんもう言うまでもなく違っておると。国会
は議院内閣制でございますし、その中でやはり政策論議といえますか、政策論争、イデオロ
ギーなり主義主張なり、そういうことがまず国会で議論されるということだと思います。

それから、地方自治体でそれがなくていいという話ではございませんしょうけども、やは
り私の一応の思い、政策で施政方針を出して、そして施策につけての予算編成ということで
ございます。それを議会でチェックしていただく、そのこと自体がいわゆる私の政策に対す

る議論だということじゃないかなと。まあ答えになってるかどうか分かりませんが、そういうやっぱりシステムの違っているのがあるんじゃないかなと。もっとも議会もただ最近チェックじゃなくて、そこでやっぱり政策論議があって、そして政策提案というようなそういう機能もあるんだというような話を聞きますけども、やっぱりそこで、あの場で予算委員会の中で、本当にその事業を政策的にそれがどうだこうだと。それは要するに予算を審議していただければ、それでノーが出れば、その政策、私の政策は、執行部の政策はおかしいというようなことになろうと思いますので、そういう形でやってるのじゃないのかなと私はちょっとそういう感じを持っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

政策論議のやり方にもいろいろあるかと思えます。議院内閣制と二元代表制のシステムの違いがあるかと思えます。しかしながら、ちょっと冒頭でも言いましたように、多くの方の認識ですね、どれが大きいというかはわからないんですが、議員が行政に質問することが議論であるかという問題があるんですね。反問権という言葉がありますが、反問権という言葉自体私はよくわからない。理由が議論というのは議員が議論する、そこに反問はないんじゃないかと。そのために、調査をするために行政の必要な課長をお招きをしているんなことを聞くだけであって、そこでチェックの仕方にもいろいろ考え方がありますから、違うと思うんですが、今そういう変えないと。町長がおっしゃった基山ブランドというのは、そこまでお考えがあって、いろんなシステムを変えていかないと、時代についていけないよ。いい町にならないよと。こういうことでなかったかと思うんです。

予算の編成ということについて、あるいは予算の調製ということで説明をさせていただいたんですが、議論をするために、やはり行政の力をかりないと、今、日本の多くの議会の欠点の一つに事務局の貧弱化があります。基山町の議会で事務局3名ですよ。鳥栖議会でも7名ですよ。これでは政策が出てこれない、議員の中からですね。議員は条例提出権持っているわけですから。そこらあたりがやっぱり議会の事務局の貧弱性もあるんですけども、もう一つは議員にたまたま選ばれて、あるいは奉公を命じられる、町民の方から委嘱をされても、議員になったからすべてがプロっていうかならないですね。課長になられるまで、基山町多分30年前後かかると思えます。30年間のキャリアを積まれた本当に超行政のプロですよ。

その方がどういう資料をつくっていただくかによって議会も変わるでしょうし、いろんな審議も活発になって、要するにデータのない議論なんていうのは空虚なもんですから、データをそろえていただいて、こういうとこでこの議論にはこういうデータが必要だということのやっぱり行政の方のプロの力をかりないと、よくはならないと私は思うんですね。そういう点では、やはりしっかり自覚をしていただいて、これからも基山町のために必要ならば議論することが大事、議論というか、この議会でなくて、全員協議会の活用もきちんとできてませんけども、私はそう思ってるんですが、全員協議会でお互いに行政と議会側がいろんなことを議論することも、これはお互いに知恵を出し合うことも、いろんな視点が違いますから。やっぱり議員というのは皆さん志があって、ここへ出てこられるわけです。

議長（酒井恵明君）

片山議員、関連がないとは言いませんが、的確に一般質問でしたら、質問してください。

5番（片山一儀君）続

わかりました。そういう資料をこれからも準備していただけるかどうか、お尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、ブランドという言葉が先ほど出てまいりました。もうこれはやっぱり基山町が本当にしっかりこれからまちづくりをやっていくためには、町民の皆さん方の意識もそうでしょうし、議会も改革の部分もありましょうし、まして行政はやっぱりしっかりとそれを受けとめて取り組んでいかなきゃいかんと。そういう三者が一体となる、まさに協働というのはおかしいかもしれませんが、そういうのが基山のブランド、そしてこれから育てていければというふうに思っておりますし、それから予算審議に臨むに当たってのその指示でございますけども、それからわかりやすい説明ということでございますけども、私としましてはやはり職員にはしっかりと趣旨がわかるように、そしてその計数がちゃんと納得できるような、そういう説明の資料をつくって説明をするようにというようなことは申しております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

よろしく申し上げます。やはり、財政がすべての基本だと思うんですね。財政をどう準備し、お金をどう準備し、どう組み立てるかによって事業なり政策ができていくわけだと思いますので、やはりこれから、この前どれくらいこの数年先に町民、住民税が減りますかって、約1億円だったと思います。この人口ピラミッドを見ますと、そんな数では済みませんね。一般現職時代の所得が年金所得になることによって、約大体3分の1になる。これは共済年金であろうと厚生年金であろうと、ほぼ同じです。特に企業年金だとか国民年金費を積んでる方は違いますけども、単純に稼働所得と年金所得に3分の1になります。今の人口ピラミッドが5年先ぐらいに上がっていきます。ただ、50代の方っていうのは一般的には多額の給料をもらってあります。それが全部住民税に反映されるわけですから、非常に私は1億円ぐらいでは済まないんだと思います。これはこれからはユーザーになっていくわけですね。ユーザーっていうのは、福祉に貢献するほうから福祉を受益するほうになっていく。これは大きく財政が変換点を迎える、損益分岐点にかかわる事項だと思うんですね。そういうところでよろしく願いいたします。

次は、行政計画策定審議会についてです。

審議員の選考基準はどのようにお考えですかと、こう言ったら、それぞれの部門における意見や専門的な考えを持った方々を選考しておりますと、こういう御回答でございました。委員の要件の中にたびたび出てくるのが、私ここのわからないんですが、学識経験者という項目があるんです。学識経験者というのはどういうレベルをもって、基山町は学識経験者と認めてあるんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

そのことにつきましては、やはり以前にもそういうお尋ねがありまして、そのときにお答えしたと思うんですけども、やはりその道に詳しい、知識が豊富だと。それから、そのほかにも人格、識見、いろいろそういうことを加味したところの有識者というような、そういう意味で私は考えております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

確かに、2回目の質問であります。それは、私は努めているんな機会に傍聴させていただき、委員会なり審議会をですね。不思議に思うことが、また私も委員会に参加をさせていただいたときもあります。思うのは、一つの目安には確かにいろんなたけてるという言葉が使われたんですが、これは非常に定性的であり、有識的な問題ですね。定常的ではない。したがって、例えば大学教授といってもボランティアには非常に造詣が深いけども、高齢関係には造詣のない方もおられます。教授だからオールラウンドといったらそうじゃないですね。頂点をきわめたり、いろいろな見識をお持ちですけども、そういう方もおられます。これ何らかの指標がないと。例えばこう見ますと、前の企画政策課長に申し上げたことがあるんですが、常に顔を出されてるのが、個人も大変じゃないかと思うんだけども、区長会会長、あるいは商工会会長とか、これ定番ですね、基山町の。要するに、何かをつくるときの委員会という、これを伝播をするためにやっぱり各区長さん方っていうのは、非常に町長から委嘱をされているんな活躍をされています。地域の住民の方に伝えるという、これは規則に定められております、行政の伝達。大変な作業です。なぜこういうことを申すかという、聞いてて最初によく言われることが充て職で来られた方ですね。私は充て職で来て、よくわからないんですよと断りがされるんです。これは行政のこういう審議会が選ぶのの選び方が悪いんじゃないかと、お願いの仕方が悪いんじゃないかと。基準が明確になっていかないからじゃないかと思うんですね。そうすると、どうしてもせっかくの審議会、委員会が形式的なものになりがちである。結果、いい計画が出てこないし、いいものにつくれない。このように感じてるわけです。そういうことを、これは外から見たのと内から見たのとは違いますが、総務課長のほうにもしあればですね、見解をお答えいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

この審議会の委員の選択につきましては、町長のほうからも述べさせていただきましたように、これはもう以前からいろんな議論がなされていることとっております。この中で、まず審議会のほうに与えられました目的の内容等にやはり精通した意見を出していただくということで、現在は充て職ではなく、その中から選択をして選出をお願いしますというような形をとらせていただいております。そういう一般公募もある程度公募いたしておりますけれども、各部門等をお願いしております審議委員さんにつきましては、そういう内容と選択

の形をとらせていただいております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

確かに、逐次変わってきております。区長の中からかわりの方が出られたり、商工会からかわりが出たり、しております。しかし、ここでやはり基準を、例えば農業委員も議会から推薦ってというのは3名の枠があるんです。これも学識経験者という枠がついております。そういうところをあいまいに、今までのという形でなっていたんでは、やはり基山町の将来の発展のためによくないんじゃないかなと、こういうふうに申し上げます。

次は、審議は何のためにされるとお考えですかと、こういう質問をしました。あえて、極端に儀式ですかとまでこう言い切ったわけですけども、目的や行政運営に対して専門的な意見や町民の意見を反映するためと認識してますというお答えをいただきましたが、過去私も参加させていただいた図書館建設検討委員会とかあるんです。これは松隈教育長の御指導のもとで十数回に及ぶ委員会だったんです。開催をしました。委員はそのときに夜、月に1回ずつ、真剣な議論、多くの人を巻き込んで検討会を夜やったんですね。これは教育長の御指導の威力があったんだと思うんですけども、そういう真剣な議論がある一方、今多くは予算上は5回しか組んでないですね、委員会を。北九州でまちづくり基本条例と同じものをつくったときに、約70回の委員会をたしか3年にわたってやってあります。基山町は5回です。今度議案に出てきてる国土利用計画審議会なんかは2回です。3回目はちょっと導入があって、あとは委員長の町長報告ですから。2回で本当に審議ができるんですか。なぜ5回というふうに決めてあるんですか。もう一つは、その30分であろうと3時間であろうと、この報酬は5,700円ですか、5,800円ですか、決まってますね。今議員でも日当制っていうのが出てきているんですが、そういうことについてその評価、対価、これについてどのようにお考えですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

先ほども述べさせていただきましたけども、審議会の目的の内容によって異なってくると思っております。その図書館検討委員会であれば、内容を討議された場所とかその内容、位

置、そういったものについて相当な議論があったと思っております。ただ、それぞれの審議会において国土利用計画等が3回という形でされた部分については、総合計画も含んだ中で総合計画がもとになった国土利用計画の内容でありますので、そのときはその回数にしておいたと思います。それから、内容の時間とかそういったもの等の費用につきましては、その審議内容で行っておりますので、そういう考えの中から出席していただいた日当という形で支払いをお願いいたしております。その一番初めに申しあげましたように、審議会の目的によってその回数という形をとらせていただいております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今、全部お答えいただいてないんです。対価という問題にお答えいただいてない。委員長は20千円から10千円、大学教授だから出されております。一般の方は5,700円か800円か出されてます、時間に関係なくですね。そこあたりについてどうか。確かに、一つにいろんな見識度の違い、貢献度の違いもあると思うんですが、これについてやっぱり時間で対価なりという考え方があるかと思うんです。そういうことの対価の評価についてはいかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

対価につきましては、学識経験者の中で専門の大学教授等をお願いする場合につきましては、内容等を説明しながら、大学の先生方につきましては実例に合った対価等をお願いいたしております。それにつきましては、協議に伺いまして、それから基山町の実情を話し、現在時間これぐらいでお願いしておりますけどと。大学の教授につきましては、相当な開きがあるのは事実であります。専門でたけた先生はやっぱりそれ相当の対価を払わなければならないと。しかし、そこには大学の先生方と協議した中でそれぐらいでやりましょうという合意のもとに制定している部分があります。そのほかに公募、それから各部門から選出していただいた審議委員さんにつきましては、基山町の基準に合わせて行っております。それが審議の内容によりまして2時間から半日、1日という形がある場合もあると思いますけれども、それはもう基山町の基準の1日の報酬という形の対価を支払わせていただいております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

それぞれの部門の基準のところで意見や専門的な考えをお持ちな方、皆さん専門的な意見をお持ちな方ということになっております。そこで1日であろうと、半日であろうと、30分であろうと全部同じというのは、やはり条例を極端に言ったら見直さなきゃいけないんじゃないかと、こういうことだと思うんですね。このいろんな計画をつくるのも専門家、例えば国土利用計画については全部一貫がありました。これは国土利用計画法では市町村計画はつくることができるんですね。つくらなければならないんじゃないんです。これはいろんな補助金をもらおうとか、いろんなことにつくつとかなないと、あとありますけど、いや、町長、条文はそうなっております。つくることができるになってる。つくらなければならないんじゃないんです。それはいろんな補助金の根拠になって、いろんな助成金の根拠になりますから、つくらなきゃいけないという仕組みに仕組みをとるんです、国からですね。今回も株式会社グローバル・ライフ・サポートというところに委託をされました。この審議において、担当の職員が委員から質問を受けて答えなくて、隣に座ってるそのコンサルに聞かないとわからない。要するに、行政職員がみずからそれに取り組んでない、そういう姿勢が私はこれから問題じゃないかと思っております。

時間がありません。最後に、まとめというか要望をさせていただいて質問を終わるわけですが、予算については先ほど申し上げましたように、憲法に内閣は予算を作成する。地方自治法に首長は予算を調製すると書かれています。この言葉の違いは大きいです。地方分権っていうか、今地方主権とか、あるいは自治体主権に向かっている今回我々議員ももちろんですが、行政のプロとして積極的にやる、学び、かつ考える。予算にしる、審議委員にしる、その目的を考えてホワット・トゥ・ドゥ、何をするのか、何をしなければいけないのか。ハウ・トゥ・ドゥ、どうしなきゃいけないのか。これをしっかり実行されて町民のために時間はいっぱいある、頭に汗し、創造し、企画していただきたいと思います。

現在ガバメント、ガバナンスじゃなしにガバメントというのが信頼性をなくしてるというふうに言われております。これは世界的な調査がこれによって行われております。その中で非常信頼性がない。日本にしる、アメリカにしる、信頼性がない。特に、アメリカは信頼性がないんですね。それを取り戻すに、タイプということが大事であると言われております、テ

イブ。T A P Eですね。Tとはトランスペアレンシー、透明性です。それから、Aはアカウンタビリティ、説明責任であります。それから、PというのはタイプのPはパーティシペーション、市民参加、町長の言われる協働ですね。それから、Eというのはエクイティー、これは公平性です。そういうところが言われております。私も全く同感である。一つ慣例主義、模倣主義、今までこうやってるっていうことを排していただいて、基山町のために質が高い、そして効率のよい福祉の増進に努力いただくことをお願いして質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、次に松石信男議員の一般質問を行います。松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

日本共産党の松石信男でございます。私は町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、3項目について町長並びに課長にお尋ねをいたします。

質問の第1は、国民健康保険事業の現状と課題についてお伺いをいたします。

今、日本は大変な経済危機の中で私たちの暮らしの実態は極めて深刻な状況であります。失業、人災、倒産など、どれをとりますとも次々と史上最悪の数字が発表されています。この経済危機から国民の暮らしを守るために政府は今何が必要なのか、問われているのではないかと思います。私はこういう深刻な経済危機のときだからこそ、私たちの暮らしを支える社会保障制度を充実されることが強く求められていると思います。これまで政府は社会保障予算を毎年2,200億円削減をしてきました。この結果、貧困と格差を是正するどころか、ますます拡大し、今の生活と将来への不安を増大させているわけであります。本来は社会保障というのは貧富の格差をなくす役割があるにもかかわらず、その役割が発揮されておりません。国民健康保険制度で言うならば、生活苦で国保税が払えないと保険証を取り上げられ、子供たちが病院にかかれぬという深刻な状況も出てきたわけであります。まさに金の切れ目が命の切れ目ということでございます。5月21日の佐賀新聞によりますと、平成20年の世

帯当たりの平均所得額は5,475千円となり、過去20年間で最低だったことが厚生労働省の平成21年国民生活基礎調査でわかったと報道されました。世帯当たりの所得はピークだった平成6年の6,642千円より実に1,170千円も減り、昭和63年と同じ水準まで戻りました。生活について苦しいと答えた世帯の割合は、過去最大の58.1%となり、ゆとりがあるとする人は4.1%で過去最低となっています。このように、私たち国民の所得は低下しているにもかかわらず、年々国保税が引き上げられ、支払いが困難となっている世帯がふえ続けています。基山町でも国保税滞納者や短期保険証の交付がふえています。国民健康保険制度は社会保障として国民皆保険制度を支える大切な制度であります。ところが、基山町民はもちろんのこと、国民は払いたくても払えない、現在の高い国保税で暮らしが圧迫されています。今こそ緊急にこの国保税を引き下げることが強く求められているのではないかと思います。国保事業の財源は、国から地方に支出されるお金と各自治体が行う国保事業に対する補助金、そして加入者が支払う保険料の3つから構成をされています。ほかの医療保険には事業主負担がありますが、国保にはありません。国保税が高くなった最大の原因は、国が国保会計に占める国庫負担率を引き下げたことです。1984年には約50%だった国庫負担率がついに25%まで下がりました。この高過ぎる国保税を引き下げするためには、国庫負担率を1984年以前の水準に戻すことが喫緊の課題となっています。町長御存じのように、憲法25条にはすべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると明記しており、すべての国民の生きる権利、生存権を保障し、政府に社会保障を向上させる責任を明確にうたっているわけです。今、町民の皆さんからは国保税が高過ぎる、引き下げてほしいという願いは大変強いものがあります。

私は以上のことを踏まえながら、基山町の国民健康保険事業の現状と課題について町長の御見解をお聞きしたいと思います。

まず、1つ目ですが、基本的なことをお伺いをいたします。

国保事業とは一体何なのか。立法の趣旨は何なのか、御説明をお願いします。

2つ目でございますが、基山町の国保税の県内の他市町との比較についてであります。

前から高いということは聞いておりますが、実際はどうでしょうか。明らかにしていただきたいと思えます。

そこで、3点ほどお聞きいたします。

まず、アとして基山町民の何割、何人が国保に加入しているのか。イとして、ここ3年間

の1人当たりの国保税額と県内での順位。ウとして、滞納者の人数、滞納額、徴収率と県内の順位はどうなっているのか。

3つ目ですが、ここ3年間の国保税の推移はどうなっているのか。

4つ目に、ここ3年間の医療費の推移はどうなっているか。

5つ目に、国庫負担金の割合の推移について説明を求めます。

6つ目に、国保加入世帯の平均所得額と国保税額、所得に占める割合は何%になるのか。

7つ目に、国保という社会保障が逆に町民の暮らしの重荷になっているのではないかと。どのようにして社会保障としての役割を果たすのか。町民の思いのどころか、町民を助ける、弱者を助ける、そういう事業にしていくためにはどうしたらいいのか。御見解をお聞きしたいと思います。

質問の第2でございます。

牛などの口蹄疫の問題でございます。

皆さん御存じのように、4月20日に宮崎県都濃町で発生いたしました口蹄疫については、その後川南町やえびの市、高鍋町に感染が拡大しまして、これは5月31日現在の発表ですけれども、164,057頭に及ぶ戦後最大の畜産被害になっております。精魂込めて育てた家畜を殺さなければならない被害家畜農家の苦悩は、本当に大変なものがあると思います。また、被害農家以外の畜産農家も、いつ感染するのかと毎日不安におののいているというのが実情ではないかと思えます。関係市町村や宮崎県は必死な防疫対策をしておりますが、感染の急速な拡大は国の危機管理が不十分であったことを裏づけ、反省が求められるところであります。口蹄疫を押さえ込み、感染を広めないためには国が全面的に責任を持ち、徹底的な防疫対策をとることはもちろんですが、基山町も感染防止対策を立てることは緊急な課題ではないかと思えます。

今、畜産農家は枝肉価格の下落や飼料価格の高騰が続き、必死な思いで経営を続けているのが現状であります。このような中で、基山町の畜産農家は宮崎県での発生後、自主的な消毒を行っており、JAや県からの消石灰の配布を受けて、牛舎の周辺にまいて、家族は家族で外出はできるだけ控えるなどの不安の中で暮らしている実態があります。そして、関係者からはもし口蹄疫が基山町で発生すれば立ち直りができない、全滅、廃業になるのではないかとの声も出ています。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

まず1つ目に、基山町の畜産農家の戸数と牛、豚、ヤギなどの飼育頭数は何頭なのか、説明をお願いします。

2つ目ですが、政府の対応のおくれが被害を拡大した人災だとの指摘もある中で緊急な対策が求められます。県が口蹄疫対策推進会議を立ち上げたとの報道もありますが、基山町の対応を含めて対策の現状はどうなっているのか、御説明をお願いいたします。

3つ目ですが、口蹄疫の重要な防疫対策としては、消毒と感染した家畜や疑いのある家畜の殺処分、埋却処分とされております。

そこで、お尋ねいたしますが、まずアとして、感染防止のために現在畜産農家に消石灰を農家1戸当たりJAから1袋20kgを5袋、県から4袋を配布されておりますが、梅雨も迫っており、雨が降れば流れると、不足するおそれがあるという声も出ています。町から手当てをしてほしいとの声もありますが、中には自費で購入されている農家も聞きます。そこで、畜産農家の消毒の一層の徹底と農家負担の軽減を図るために、町として消石灰の配布を行う必要があると思いますが、御答弁をお願いいたします。

イとして、宮崎県で感染した家畜が見つかってすぐ埋却処分できない実態が報道されました。埋める土地がないというのが問題になりました。町内の農家からも同じ心配の声を聞きいたします。土地の確保に当たっては、畜産農家の要望も聞いて、相談に乗ることが大切だと思いますが、御見解をお聞きいたします。

4つ目に、宮崎県の川南町では図書館や公民館など公共施設は使用を中止し、イベントも次々に中止になっていきます。そこで、基山町として具体的な対策、マニュアル策定も必要かと思えます。御見解をお聞きをいたします。

質問の最後でございます。住宅改修補助金制度についてお伺いをいたします。

この件につきましては、昨年の6月議会でも住宅リフォーム助成制度ということで質問をしたところであります。そのときの町長の答弁を受けて、その後の検討の結果を含めまして質問をいたします。

皆さん御存じのように、昨年来の深刻な経済危機のもとで失業や倒産は底なしの悪化が続いています。特に、中小零細業者の経営は不況の影響を受けて、大変厳しい状況であります。中でも、建設不況と言われる中で中小零細業者の廃業、失業が相次いでいます。基山町におきましても、ことし2月に内山建設が倒産したのも御存じのとおりであります。ことし3月20日付の佐賀新聞によりますと、2009年の佐賀県内の新設住宅着工戸数は4,477戸で、前年

より28.1%減少、下落率は1951年以来最大となった。深刻な景気低迷に加えて、金融機関がマンション業者への融資を絞り込んだこともあり、39年ぶりに4,500戸を割り込んだと国土交通省の調査をもとに報道をいたしました。まさに業者は不況の影響をまともに受けて仕事が激減し、雇用や地域経済にとっても見過ごすことができない状況ではないでしょうか。

この住宅リフォーム助成制度は、中小零細業者の仕事の確保や地域経済の活性化、緊急経済対策としてことしの5月の時点では全国30都道府県の154自治体で実施をされています。昨年6月に質問したときは、19都道府県83自治体でしたので、ここ1年間で前回と比べて1.8割ふえました。福岡県では隣の筑紫野市、筑後市、三潁郡大木町が始めています。この制度は町民の皆さんが住宅を改修する場合、その経費の一部、例えば100千円などを上限といたしまして、自治体が助成することによって住宅の改修を容易にするとともに、町内の中小零細業者の振興を図るものです。前回も申しましたが、住宅産業は総合産業とも言われ、この制度を実施しているところでは関連波及業種も多く、リフォームそれ自体だけではなく、他の家具を買うとか、カーテン、カーペット、クーラーをつけかえるなどの波及効果を生み出し、地域にお金を循環させ、地域経済を活性化させる効果があるものです。経済効果については、助成額の10倍から20倍の工事が町内の業者に発注され、大きな消費を生み出しています。今、地球温暖化防止や資源の有効活用は大きな課題となっており、住宅につきましても壊して新築から、よりよいものを長く使うへの転換が叫ばれておりまして、今ある住宅をリフォームすること自体が環境に優しいものと言えます。住宅リフォームに対するニーズは年々高まっておりますが、一方では家計の冷え込みや将来不安からリフォームをしたくてもできない町民も少なくありません。そうしたときに改修の一部を助成する制度を設ければ、きっかけをつくり、促進の効果は大きなものがあります。建設業者だけでなく、町民の皆さんに喜ばれることは間違いございません。

以上のことを踏まえまして、町長にお尋ねをいたします。

まず1つ目に、町内の中小零細業者の経営の現況について御見解をお伺いいたします。

2つ目に、町長は昨年の私のこの同じ質問に対しまして、ああ、なるほどいい制度かなというふうな気はいたしておりますと。その辺はまた担当課に調べさせてということにしておきたいと思っておりますと御答弁されました。その後1年を経過いたしましたので、この住宅リフォーム助成制度についてどのようにお考えなのか、御見解を求めます。

最後ですが、私はこの制度の創設に向けて具体的な検討を始めるべきと考えますが、御答

弁をお願いをいたしまして第1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の御質問にお答えいたします。

まず1項目め、国民健康保険事業の現状と課題について、(1)の国保事業とは何なのかと。立法の趣旨は何かというお尋ねです。

憲法第25条第2項に国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと。そして、国民健康保険法第1条に国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとありますので、趣旨としてはそのような理解をいたしております。

(2)の国保税の他市町との比較について、アの町民の何割、何人が加入しているのかということですが、平成22年4月末現在で人口が1万7,967人、国保の加入者が4,069人で約22.6%の加入率となっております。

イのここ3年間の1人当たりの国保税額と県内での順位ということですが、ここ平成18年度より平成20年度までの3年間でございますが、1人当たりの国保税額と県内での順位は、平成18年度で国保税額は95,372円、順位は第3位となっております。平成19年度では国保税額は95,771円、順位は2位となっております。平成20年度では国保税額は111,549円、第1位となっております。

ウの滞納者の人数、滞納額、徴収率と県内での順位ということですが、

平成18年度より平成20年度までの3年間でございますが、滞納者の人数は平成18年度につきましては現年度181人、平成19年度につきましては193人、平成20年度につきましては200人となっております。滞納額は、平成18年度につきましては16,669,231円、平成19年度につきましては19,183,495円、平成20年度につきましては23,329,800円となっております。徴収率と県内での順位は、平成18年度につきましては収入歩合が96.8%、順位は1位です。平成19年度につきましては96.4%で、第2位でございます。平成20年度につきましては94.9%で、順位は第2位となっております。

(3)のここ3年間の国保税の推移でございますが、平成18年度より平成20年度までの3年間でございますが、平成18年度につきましては現年度分526,739千円です。平成19年度につ

きましては527,604千円でございます。それから、平成20年度につきましては456,903千円となっております。

(4)のここ3年間の医療費の推移でございます。

平成19年度が982,621千円、それから平成20年度が950,801千円、平成21年度は1,013,759千円でございます。

(5)の国保負担金の割合の推移ということでございます。

国保負担金の割合につきましては、1984年、昭和59年の税率国庫負担40%、財政調整交付金10%、2005年は定率国庫負担が36%で、財政調整交付金が9%、それから2006年、平成18年でございますが、定率国庫負担34%、財政調整交付金9%になっており、国庫負担の割合は減少をしております。しかしながら、2005年、平成17年でございますが、からは都道府県財政調整交付金が新しく創設され、2005年、平成17年は5%、2006年は7%になっており、国庫を合わせると50%の負担になり、公費負担の割合としては変わっておりません。ただ、国の負担が50%から43%になって、その減少した分の7%を県が負担をしておりますので、結果として県の負担がふえたということになっております。

それから、(6)の国保加入世帯の平均所得額と国保税額、所得に占める割合ということで、平成20年度における国保加入世帯の課税標準となる平均所得額は1,176千円で、国保税額は185,960円となり、課税標準となる所得に占める割合は15.8%となっております。

(7)国保事業が町民の暮らしの重荷になっていると。どのようにするのかということでございますが、国保事業につきましては国民健康保険税の収納率は平成19年度現年度分で94.9%となっております、収納率につきましては佐賀県では2番目の高収納率となっております。滞納者につきましても、納付相談を行いながら納付をしていただいておりますし、こういうことから国保事業については理解をいただいていると思っておりますのでございます。

2項目めの牛などの口蹄疫対策の実施についてでございます。

(1)畜産農家の戸数と牛、豚、ヤギなどの飼育頭数ということです。現在、町内に牛を飼っている畜産農家は6戸あります。飼育頭数は206頭となっております。また、豚は町内にはおりませんが、ヤギが1頭飼っております。さらに、イノシシについては7頭飼っております。

それから、(2)の口蹄疫対策、基山町あるいは県の対応について、(3)具体的な防疫対策に

ついてでございます。

アの消毒の一層の徹底と農家負担の軽減のため、基山町として消石灰の配布を求めるということですが、まず基山町の対応でございますが、宮崎で口蹄疫が発生した後、町内の畜産農家に対し聞き取り調査をし、注意の喚起をしております。また、5月26日基山町口蹄疫対策本部を設置し、さらに対策本部会議を開催しております。翌日の27日には、畜産農家に通じる道路に部外者通行自粛協力依頼の看板を設置をいたしました。関係者に対し消石灰を6月1日に配布をいたしております。

次に、佐賀県では最近1カ月間に宮崎から導入されていた全牛農家に立入検査を実施、さらに牛や豚を飼育されている全農家に口蹄疫を疑う症状が出ていないかを聞き取り調査を行っておりますし、消石灰等の消毒薬を全戸無償配布を行い、散布等を徹底してもらうように指導しております。

イの埋却処分の土地の確保についてでございますが、先ほど2で回答したわけですが、今後の状況を見ていながら対応していきたいと考えておりますが、現在はできてないということでございます。

(4)の口蹄疫発生に向けて具体的な対策、マニュアルの策定についてでございます。

町内で発生したときは、発生した畜産農家から佐賀県中部家畜保健事務所に連絡があり、その後直ちに基山町に一報が入ることになります。そして、基山町に現地対策本部ができることでございます。したがって、佐賀県の現地対策本部長の指揮のもと対処することになります。

3項目めの住宅改修補助金制度の創設についてでございますが、(1)町内の中小零細業者の経営の現況についてということです。

町内の中小零細企業の経営の現況についてでございますが、まだまだ景気の回復というところまでは行ってないかと思われま。いまだに厳しい状況にあると思います。町内には建設業に関する中小零細企業の方が多くおられると思っておりますが、経営の状況については把握はしておりません。

(2)の前回いい制度と思う、担当課に調べさせるという答弁をしたということですが、その後1年間経過した時点でこの制度についての見解を求めるとのことです。

佐賀県内で実施されているところはないように聞いております。福岡県の自治体では、3自治体で補助制度を設けてあるようでございます。

それから、(3)の住宅改修補助金制度創設に向けて具体的な検討をとということでございます。

他の自治体のこの制度の考え方は、近年の緊急経済対策として時限的に期限を決めて実施してあるようでございます。また、補助金額につきましてはかなりの自治体で100千円とし、年間の総額を決めて制度化してあるようでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それでは、2回目以降の質問を行いたいと思います。

まず、国保事業の目的、趣旨についてですが、今答弁がありましたように憲法25条、社会福祉、社会保障の向上、増進となっています。これは後退ではありません。後退をするために頑張るということではございません。また、国民健康保険法で社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的にしているというふうに述べられておりますが、町長はどのようにお考えですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

考えとしましては、まさにこのことでございますし、これに沿ってやっぱり努力するべきなあと考えております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、ちょっと1回目に聞けばよかったんですが、国保の加入世帯は今何世帯なのかです。ちょっと済みません。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

4月末現在で国保の世帯数は2,188世帯でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、1人当たりの国保税額と県内での順位を今述べていただいたわけですが、今県下で一番高い、第1位ですね。本当に、だから町民の方からでも言われるはずなんです。3年でこの一番高い国保でなぜこんなに高いのか。町長はどんなふうに思われます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、国保税高いという数字が出ております。これの原因でございますけども、はっきりしたことはもちろん私は存じておりません。ただ、やっぱり医療費がかかっておるということもございましょうし、ちょっとうがった見方かも知りませんが、どうかしたとこ、ほかよりもある程度町民の皆さんの所得が高い、これ言えるのかどうか分かりませんが、その辺もやっぱり税率が関係してくるのかなというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

済みません、置みかけて申しわけないんですが、そうしますとその医療費がふえるならば、国保税が高くなるのは仕方がないと、こういうふうにお考えなんですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

さっき申しますように、やはり医療費とある程度連動するということはあるかというふうに思います。だからといって仕方がないということではやっぱりいけないと。そのために保健センターでも予防というようなことにもしっかり取り組むようにということで、今やっているわけでございます。そういうことでの努力も必要かというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

非常に徴収率は関係職員の方の御努力によって現在のところ非常に高い率で集めていただいているわけですが、しかしこの滞納者の人数、滞納額、本当にこれはもう年々ふえてきてますよね。本当に大変だろうと思います。やはり、その背景には先ほど第1回目の質問で言いましたように、所得がどんどん下がっているのに国保税は高くなると、こういう背景、これがやはり大きくあるのではないのかというふうに思っております。それで、私はこの国保税が高くなる最大の原因というのは、やはり国庫負担率が、国から来るお金を国がやらなくなると、これが大きな原因じゃないかということをご指摘させていただきました。それで、今聞かれたと思いますけれども、国庫負担の割合が減ってきているわけでございます。私はそういう意味で、私は町長は機会あるごとに国に対してこの国庫負担率をやはり上げてくれと、もとに戻してくれと。国からのお金をもうちょっと基山町の国保会計、基山町のちゅうことで言いませんけど、地方自治体の国保会計に入れてくれと、もとに戻してくれと。これをやはり私は関係あるごとにぜひ言ってほしいというふうに思いますけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それは私としましても、国あるいは県にそういうことはやっぱり訴えていかなきゃいかんかなというふうに思っております。そういう話も県のほうでもしますけども、やはりこれはうかつなことは言えませんが、知事としてもこの国保というのは県で何とかやらなきゃいけないことかもしれないなということはおっしゃってはおります。そういう話はしております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

国保加入世帯の平均所得額と国保税額、今説明がございました。平均所得は1,180千円と、課税のですね。それから、国保税額は186千円と。約16%ですね。所得の16%が国保税と、基山町の平均では。

それで、ちょっと具体的にお尋ねをいたしたいと思います。例えば、一つの例として自営業で年間所得2,000千円、4人家族、夫、妻とも40歳以上、妻は専業主婦、子供は2人の場

合は国保税額は幾らになりますか。また、それは所得に占める割合は何%ですか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（重松俊彦君）（登壇）

ただいま松石議員の御質問ですけれども、被保険者が一応4人ということで所得が2,000千円ということで、事の次第については2割軽減の対象にはなりません。それで、一応標準世帯ということで試算をしますと、国民健康保険税分ですけれど、医療費分が290,600円、それから後期高齢者支援金分が56,100円、それから介護納付金分が62,100円ということで、合計408,900円となります。

以上でございます。（「何%」と呼ぶ者あり）あ、約20%ぐらいになると思います。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

今答弁いただきましたように、実に所得の2割ですね。国保税だけです。これに住民税でしょ、介護保険料でしょ。あ、住民税、失礼しました。この分が引かれるわけですね。だから、本当国保税だけで2割と。本当に私は大変な町民の方の状況ではないかと思えます。先ほど説明ありましたように、平均所得でも16%ということでございます。町長、この数字聞かれて、今後後ろの議員の方から驚かれたような声が出たわけですが、率直な感想はいかがでしょうか。聞かせてください。

議長（酒井恵明君）

町長。（「あ、ちょっと済みません。感想と町民の人がこれで払える水準なのかどうか、それも含めまして」と呼ぶ者あり）

町長（小森純一君）（登壇）

私がこんなことを申し上げると何だということかもわかりませんが、かなり高いなと。そして、厳しいなということでございます。そうですね、私どもも給料明細を見ますと、そういえば引かれるものが多いなという感じもかねがね持っておるわけでございますけれども、それにしても改めてこうしてこういうふうな数字を見ると、かなり高率だなと、高額だなというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、2,000千円の今所得の家族の方を例に出したわけですけど、この所得2,000千円のこの家族の方はいわゆる法定内ですね。法律で国保税が減免されます。最高7割と、それから5割、2割ということです。この減免の対象になりますか。（「ならんちゅったやない」と呼ぶ者あり）あ、ならんって言われました。失礼しました。ならないということでございますので、ちょっとよく聞いていなかったんで。非常に減免の対象にもならないということで、本当に大変な必死な思いで国保税を払っているという状況ではないかというふうに思います。

それで、次にお尋ねしたいわけですが、この国保税のこの負担額がどのあたりが本当もう国保税の負担感が強いと。必ずしも高額所得者が負担感が、今最高税額730千円ですから、年間。高額所得者の方が負担感が強いとはならないと思います。ですから、どの辺の方が最も国保税の負担感が強いというふうに思われるのか、改めて感想というか、思いでいいのでどなたか、どちらか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（重松俊彦君）（登壇）

先ほど(6)の国保加入世帯の平均所得額と国保税額というところで町長が答弁されてましたけども、それは課税標準となる平均所得額ということになっておりまして、平均所得を推測しますと、これに1世帯当たり、1人大体基礎控除額というのが330千円受けられます。それで、これを被保険者数を世帯割ですと、1世帯当たり1.81人になります、保険者数がですね。それで計算しますと、約600千円ぐらいの幅があります。1,160千円からですね。それを推測しますと、約1,500千円から1,800千円ぐらいの平均所得者の方が一番多いんじゃないかというふうに推測をしております。それから、負担割合についても恐らく15から20ぐらいの範囲じゃないだろうかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

今、答弁いただきました。所得が1,500千円から1,800千円ぐらいの方が一番もう負担感が強いのではないかというふうに言われまして、私もそうではなからうかというふうに思っています。

それで、次にお尋ねしたいわけですが、基山町の役場の職員の方の保険料についてお尋ねをいたします。

基山町職員の方の平均所得額と保険料、つまり短期共済の額ですね、は幾らか。それは所得の何%を占めているのか、御説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

共済掛金につきましては、先ほど言われました所得額に対しての掛け率ではないということとをまず御理解いただきたいと思います。それと、基本的には国保税の考えと、その算定方法と共済掛金の算定方法は先ほど言いましたように異なってる、比較にするのはということとを前提にお願いしたいと思います。

まず、職員の平均的な給与につきまして、先ほど言いましたように総合職がという形ではありませんので、職員の平均年齢と給与額という形でお願いしたいと思います。これにつきましては、平成22年4月1日現在で42歳、給与額として323,491円が平均額となっております。これで短期給付額を算出しますと、給与額に対しまして1000分の59.925が掛け率で、その12カ月分で232,620円。これにあと賞与がありますので、賞与の掛け率が323,491円に対しまして47.94、これ掛けるの4.15カ月で64,358円となります。合計で296,798円、総給与額が5,224,379円に対しまして5.68%となります。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

今聞かれておわかりだと思います。単純に比較はできないとは思いますが、役場職員の方は、いわゆる公務員の方なんですけれども、収入額の5.6%と、ですね、健康保険料、短期共済ですから。所得を示していただきたいわけなんですけれども、所得とすればどのぐらいになるかちょっとわかりませんが、私の推察では恐らく8%、9%割ってるぐらいだろうと思います。ですから、片や町民の方は所得の2割、公務員の方は所得の9%。片や20%、片や

9%。同じその病院にかかる費用につきましても、本当にこれいわゆる国保税は低所得者の方、農業、商売をされてる方、年金加入者の方、いわゆる低所得者の方が多いわけですが、その人たちが公務員の方の健康保険料のその2倍も払っていると。これは私は事実と思うんですね。だから、この重い負担というのが、やはり私は滞納とか未納とか、その結果、保険証を取り上げられる、病院にかかれないと。病院にかかれるときには、もう死なないけれど、払えない、極端に言えばですね。そういうふうになっているんじゃないかと、非常に思います。この2倍の格差、同じ病院にかかるのなら、片や半分の保険料でいい、片や2倍も納めにゃいかんと。いや、それはだからどうだということじゃないんです。公務員の給料は高いとか、そういうことを言ってるつもりはありません。そういうふうになってるというわけなんです。国保の会計というのは、国保というのは、基本的に。そこにやはり問題があるわけですが、この件について、町長、今数字を聞かれてどういうふうな御見解ですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、この数字だけを見ますと、もう倍だということですから、随分不公正だなあというような感じはいたします。それがどこから来てるのか、一般企業あたりもそうでしょうか、県の基本もそうでしょうか、この辺が公務員がどうかということじゃなくて、やはり国保自体の制度が見直して考えていかなきゃいかんのかなというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ここにお並びの課長さんたちももういずれ退職されるわけですね。そのときには国保に加入されるわけです。そうすると、そのときにびっくりされると。わあと、こんなに差が出てくるのかということで、これは実際退職された方が私に率直に言われました。わあって、こんな高かったかな、国保はということで、私は実感としてわかるというふうに思います。だから、私は決して国保税が高いということを誇張して言ってるわけじゃないんですよ。これは率直に町民の皆さんの実感なんです、実際問題としてですね。それをぜひ受けとめとっ

ていただきたいと。

そこで、町長、まちづくりの基本的な政策の考え方として安全・安心のまちづくりと。これはもちろん私にも通じるわけですが、元気である限り生活を楽しめるまちづくりと、そういうことを言われております。私はこのままじゃでけんと、何とかする必要があるんじゃないかと、このまんまでいいのかと。所得の2割近く取られる、納めないかんと。いいのかと。さっき言いました所得は下がっているにもかかわらず、国保税は上がっていくという実態。私はこの国保税を下げるためにどうしたらいいのかというふうに町長は思われるのか、率直な御感想をお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

先ほどから私もちょっと気になっとなんかですけれども、この国保税と、それから職員というような対比をされたから、いかにも公務員がということにとられる感じもするわけですけれども、そうじゃなくて、要するに一般的な社会保険、これはもう企業が半分持つというようなことで、それとは公務員が特段にどうこうということじゃないと。その辺の御理解はいただきたいなというふうに私も思います。それで、もう先ほども申しますように、やはりこの国保ということ自体をこれは町がどうこうということではございませんけれども、国としてやっぱり考えていくべきだろうというふうに思いますし、さっきちょっと申し上げましたように、県としてのやっぱりこれは一本化っていいですかね、そういうことも考えていかなきゃいかんかなというようなこともちらっと聞いておりますので、やはりそういうことも含めてこれからやっぱり国保ということは大変な問題、何とかしなきゃいかんというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

これでこの質問を終わりますけれども、今まで国保というのは特別会計で独立採算というような言われ方をしてまいりました。だから、どんなに国保税がきつかるかと仕方がないと、値上げせにゃ。値上げしか解決する方法はないというふうな考え方もありました。しかし、最近ではこれじゃいかんと。もうこれ以上上げられんということで、一般会計から国保会計

に入れる自治体がふえてきてるんですよ。これぜひ認識していただきたいと思います。

それで、私の提案ですけれども、やはり私はこの一般会計から国保会計に1世帯10千円の分入れると。で、引き下げると10千円、引き下げるということで、これ佐賀県一高いこの国保税のこの汚名といいますか、汚名っちゅうのは行き過ぎかもしれませんけれども、検討すると。人口比でも22.6%を占めてるわけですから、基山町民のですね。私は何の支障もないというふうに私自身は思うわけですけれども、この一般会計からの繰り入れ、町長は前向きに検討するお考えはあるのかないのかですね。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

一般会計からの繰り入れでございますけども、これはやっぱりいろんな考え方があるかと思えます。一般会計から繰り入れれば、その分国保税率が下がるという、そういう面ではいいかと思えますけども、しかしそれとともに国保に加入してない方の負担もすると、一般税でやれば。だから、そういう意味ではやはり法定内の繰り入れといいますか、それはやっぱり考えるべきだろうというふうに思いますので、一概に一般財源からの繰り入れがいいということはちょっと私は言い切れません。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

1つ紹介しておきますけど、鳥栖市はことしの3月補正で40,000千円繰り入れました、一般会計から。なぜか。もうこれ以上国保税を上げるわけにはいかないと。鳥栖市は県下で20年度で1人当たりの国保税は5番目なんですよ、98,076円。ですね、5番目。基山は1番ですけどね、111,549円。鳥栖市はこれ以上もう上げられんと、98千円。だから、40,000千円入れたんですよ。そういう努力をされているということを紹介をしておきたいと思えます。

次に、口蹄疫問題についてお伺いをいたします。

基山町内での飼育頭数を述べていただきました。それで、ちょっと気になっているわけですが、これ以外にペットとして飼われているところも、家もあるかに聞きますが、それについては今調査されているのかですね。調査されていないならば、たとえ一頭でもおれば、やはり感染するわけですから、その点の対策はすべきだと思いますけれども、それについて答

弁をお願いします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

先ほど町長から答弁申し上げましたように、それ以外につきましては今議員おっしゃいましたそのペット類でございますが、そこについては把握をしておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ぜひそれは把握する努力をしていただいて、当然おれば対処するということをしていただきたいと思えます。

それで、基山町の具体的な防疫対策でございます。今回、消石灰を農家に配布されたということですが、どのくらい配布されたんですか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

町のほうから1農家に対して10袋でございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、畜産農家の方の声をお聞きしたわけですが、非常にありがたかったと。10袋いただいてということでございます。しかし、本当に梅雨が今後また本格的になってまいりますし、それから強風でもあおられてなくなるということなんですよね。だから、非常に心配されています。終息宣言がいつになるかわかりません。まあ8月ごろかなあという話も中にはありますけれども、そうするとちょっと不足するんじゃないかということでございます。それで、県から追加配布をするというふうな何か報道もされておるとは思いますが、これ鳥栖市ですけれども、鳥栖市では畜産農家は8戸でございます。基山町6戸ですが。飼育

頭数は120頭ぐらいですけれども、1戸当たり3袋配布したということで、だから少ないんじゃないかということで声高に言うつもりはありませんけれども、今後はその畜産農家の状況を見ながら、やはり追加配布もあり得ると、していくということが私は必要ではないのかなというように思いますけれども、どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいま追加配布についてどうかということでございますが、10袋配布しておるのは当面10袋を配布をしたということで、今後の状況を見ながらまた考えていきたいというふうに思っております。

以上です。（「予算は」「どっから」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ぜひですね、予算はという話もちょっと出ておりましたけど、予備費からということでございますが、9月に補正を組んでもぜひやっていただきたいなと、いうように思っております。

それで、豚との関連ですけれども、その豚はいないということで、ちょっと私ほっとしたんですけれども、イノシシにかかった日には大変なことになると。もうどこに行くかわからんからということで、ちょっとそういう心配の声も出されております。現在、イノシシのその捕獲対策はどのようになっています。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

今、イノシシでございますけども、4月、5月につきましては県下一斉の捕獲月間ということで、基山の場合は10頭捕獲をしております。その分については10月16日までやったでしょうか、基山の猟友会のほうにお願いをしてるということでございます。それはあくまでも箱わなで捕獲をするという対応でございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

これも新聞報道で、鹿島市は県の捕獲の月間が終わっても、独自に補助金出して捕まえてもらうというふうにしたということをされておりまして、御存じだと思んですけども。ぜひこれについては、非常に郷土を一掃していただくということをお願いをしておきます。

それで、この点の最後ですけども、実は非常に福岡県も大変心配をされておりまして、御存じのとおり高速の筑紫野インターに口蹄疫が福岡県に入らんことということで、あそこのおりた車に消毒を実施されております。私ちょっと見に行きました。ちょっと写真も撮ってるわけですけども、こういうふうなんです。白い服を着て、あそこでやられております。もう待ち構えちゃあです。もちろん、どの車両もする必要はございません。宮崎県からの車両で、かつそういう家畜に係る車両、かつ牛乳の運搬とか、そういうのに限って、もう連絡があるそうです、向こうから来ると。ということで連絡があるから待ち構えてるといってされているということですが、しかしそれは非常にいいことなんですけれども、中に消毒を嫌って鳥栖インターでおりてきとるわけですよ。だから、そうなる私大変やっぱり心配するわけですね。ですから、やはり県としても鳥栖インターでこの消毒を開始するように、その辺はぜひ私は県のほうに伝えていただけないだろうかというふうに思うんですよ。やはり本当に心配されてる農家も深刻に心配されてます。先ほど言いましたように、もう家から出らんことしよっちゅうわけですよ。よっぽどどうしてん買い物が必要な場合は行かないかんばってん、もうできるだけ出らんごとにしとる。そういうことも出されて、もちろん畜舎には入らなっちゅうて大きな看板がありますけども、入ったらいけんとありますように、ぜひその辺県のほうに伝えてもらいたいと思いますが、どうですか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの件につきましては、県のほうにお話を持っていきたいと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

済みません、ちょっと時間がなくなっておりますが、それで私1年間たったので大分調査も進んでリフォームされているのかなと思ったんですけども、今の答弁では余り進んでないなあと、率直な感想を抱いたわけですが、私この件でまず町内の建設業者の現況なんですけれども、ちょっと二、三、お聞きしたんですけども、やはり仕事としてはリフォームの仕事がふえてるということなんです。そして、21年度決算ではここ数年間で一番悪かった。そして、仕事がどんどん減っていると。どうして生き延びていこうかと。必死であると。助けてくださいと。真顔で言われるという状況、そういう、もちろん中には景気のいいところもあると思うんですよ。中小零細業者の中にはそういうところがあるわけです。やっぱ率直にそういう声をお聞きをいたしました。この住宅リフォームを説明していると時間がないので、筑紫野市の例をちょっと報告しておきます。私6月1日に筑紫野市の担当課に調査に参りました。ここでは単独事業として10,000千円の予算で1年間の事業として平成22年度筑紫野市緊急経済対策住宅改修補助金制度ということで、ここに要綱も持っておりますけど、それからここには申請書、これもいただきました。これで出してくださいということでございました。6月1日現在、既に70件を超える申請があったということで、非常に評判がいいと。申し込みの年齢層も太陽光発電も対象になっておるようですので、もう多岐にわたっていると、高齢者だけじゃなくて。チラシも全戸に配りながらということで、今経済効果としては市として把握しているのは1億20,000千円、今の時点です。そのくらいの経済効果が出てるんじゃないかと。こういうふうなことも言われておりますが、町長、これを聞いてどう思われますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

1年前にああ、なるほど、いい制度とっているとっておったということでございますけども、言うまでもなくやっぱりそれは確かに人口減とか、あるいは零細事業者の活気、それから景気というようなことでもいいなとは思いますが、しかしながら、ちょっとやはりそのところが効果がどの程度どうなのかということも正直なところ検討まではいたしておりませんので、本町で今すぐには考えていないということをお願いしたいと思います。（「質問終わります」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで13時5分まで休憩いたします。

～午後0時1分 休憩～

～午後1時5分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、原三夫議員の一般質問を行います。原三夫議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

11番議員の原でございます。今回の一般質問は4点について質問をさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

まず、1点目の公共下水道事業の計画についてでございます。

この事業は、大変長い時間と物すごい莫大な費用を要する事業でございます。平成12年から平成27年までの計画でございます。面積にしては、基山町全体を含めた554haで、処理人口としては2万2,800人、それから総事業費総額で約224億円と、こういう事業が今あっている最中でございます。それで、現在私はもうこれで最終段階を迎えておるのではないかと考えております。そこで、現在この高島団地のほうが事業認可を最終的な事業認可でございまして、今整備事業が進められております。それで、この事業が高島団地の完了はいつになるのか、それをお尋ねしたいと思えます。供用開始も含めながら、供用開始がいつになるのか、事業完了と供用開始。なるべくならば、年度でなくして何年の何月と、年度で幅が1年間という幅がありますので、何年の何月ごろだと、そういうことで御回答をいただきたいと思えます。

2番でございますが、この下水道事業の当初の整備計画ですね、これが最初基山町全域ということでございました。一応、今までの私の一般質問によります執行部の答弁によりますと、変更というのは市街化区域内の事業を完了した時点において変更を、見直しをやる、そういうことをずっと言ってこられたわけでございますので、もうそろそろきちとしたものを出していただく時期であると、そういうふうに思っておりますので、今後の変更についてどのようにお考えなのか、御見解をお聞きしたいと思います。

3番でございますが、宝満川上流浄化センターの建設についてでございますが、これも当初のときの計画の中で、基山町がここで最終的には汚水の処理をやっていただくということ

で、建設問題が上がっておったわけですが、これについては建設は大体平成24年から建設が始まるということでございます。それからあわせてみても、ちょうど高島団地はもう24年と、終わるのが。私はそういう目標を持って今までも一般質問はさせてきていただいたつもりでございますけど、町としてはどういうふうに思っているのか、この建設計画ですね。それについてお伺いをしたいと思います。

4番、公共下水道事業特別会計に企業会計を導入していただきたいと、するべきだということで私はこれは平成16年6月議会をお願いしておりました。特別会計を導入してくれということで、もう大分時間もたっておりますけど、その後の対応についてどういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、2番の市町村設置型合併浄化槽の推進について。

これについても私は何回となく一般質問させていただいております。私が一般質問しておるのは下水道関係と、それと並行してこの合併浄化槽の問題。一番最初の第1回目が私は平成16年6月にやっております。それから、第2回が18年6月、それから平成20年6月と。ちょうど6月ばかりやってきてるんですね。そういうことで、もう3回行ってきております。そういう中で、今回は少しぐらい変わった先進的な御回答を示されるものと期待しておりますけど、どういうふうに進んでいるのか、企業会計導入ですね、よろしく願います。

それから、個人設置型の問題でございますけど、これもずっとやってきてますけど、もういよいよ時期が本当にもう迫っておりますもんで、私はまた今回あえて出させてもらっておりますけど、どのように行政として考えておられるのか。ひとつこの件もお願いいたします。

3番の観光行政でございますが、現在の観光行政の取り組みをどのように評価してあるのか。ひとつぜひお聞きしたいまあ私は観光行政というのは、言ってもいいかどうか非常に失礼な話かわかりませんが、今までの観光行政については町の取り組みは形式的ではなかったのかなと。基山町観光協会というものがあります。観光協会長、町長でございます。そういうことで来ておりますけど、本当の観光についての行政はそれでよかったのかどうか、そういうことについての御見解をお伺いしたいと思います。

(2)の観光係というものが今基山町にはありません。そこの担当の課の中でだれかが仕事をやっていると。そういうことで、専門的といいますか、それに本当にかかってやっというためには、私はぜひ観光係の設置が必要ではないかと考えておりますので、ぜひその件についても新設の考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

次、4番目でございますが、駅前商店街、モール街の活性化対策についてでございますが、駅前商店街の活性化は行政にとっても大変私は御苦労されていると非常に認識しております。そこで、基山町の郵便局がモール商店街へ移転したいと、そういう意向を、計画案を私は基山町の郵便局長よりお聞きをいたしました。その移転の理由としては、1点目に現在の場所は駐車場が非常に狭いと。それで、利用者の方、一般の方、道路に車をとめられたりいろいろなことがあります。私もよく利用させていただいておりますから、本当にどっか行ってもらえんかなという思いもございます。そういうところで、現在の場所は駐車場が狭く、利用者の方や近隣の方等に迷惑をかけている、こういうのが第1点。2点目としては、この自分たちの局の移転によって今衰退をしている商店街、駅前も含めたモール商店街の活性化に少しでも寄与されるということであれば、ぜひ移転をしたい。そういうふうなものがございます。それと、あえて言うならば、今現在の郵便局は市街地内でございますけど、ちょっと少し離れた辺地にあるということも言えると思います。私はぜひこの移転実現のためには頑張りたいと、町も。それで、この移転をするに当たって、局長が言われることは、今郵便局も新築、それから新築移転、それから大改修工事等のそういうものがいっぱい上層部のほうに申請が出ておると。だから、今の基山の郵便局の移転計画が出すに当たっては、地元の商店街は当然のこと、そのほかに行政の要望書等が非常に回復するためには効果的だと。こういう判断でございます。だから、私は行政といたしましてもこの郵便局利用者の利便性、それから商店街の活性化のためにもぜひその要望書なるものに協力をされることが私は町にとっても望ましいと考えておりますので、その点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、原三夫議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の公共下水道の事業計画について、(1)現在の事業認可区域である高島団地の整備はいつごろ完成するのかということでございます。後ほどまた課長等の詳しい説明もいたすかと思っておりますけども、とりあえず私が今思いますのは、高島団地地域の下水道整備につきましては平成21年度から整備を進めておるわけでございますが、舗装工事等が完了する

のが平成24年度を予定しておるといふこととございます。

それから、(2)当初の整備計画では基山町全域を対象としていたが、今後の変更はどのよ
うに考えているかといふこととございます。

現在、家屋の密集した明らかに公共下水道が有利である地域の整備を進めております。こ
うした町の中心部の整備が終わるころに、現在の全体計画策定から約10年を経過すること
にもなるわけで、全体計画の見直しが必要かと考えております。また、基山町全体計画の見
直しを行うには、福岡県の流域下水道との整合性を確保する必要もあるといふこととす。
見直しにつきましては、近年人口減少や高齢化の本格化など汚水処理施設の整備を取り巻く諸情
勢が大きく変化しております。これらの諸情勢の変化に対応するために、より効率的な汚水
処理施設の整備手法を選定する必要があることから、国土交通省、環境省、農林水産省の3
省において効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアルの改訂を平成
20年9月にされております。もうこのマニュアルによりまして本町の公共下水道整備計画の
問題点検を行って、見直しを検討したいと考えるところとございます。

(3)の宝満川上流浄化センターの建設計画はどうなってるのかといふこととす
が、福岡県宝満川上流流域の事業認可計画では、平成24年から平成26年までが処理場建設、平成27年
が機械設備の整備となっており、平成28年度供用開始となっております。しかし、筑後川関連
流域の計画、汚水量等が減少してありまして、筑後川関連流域の見直しが検討されており、
建設計画の延伸を今考えられておられます。

(4)の公共下水道特別会計に企業会計の導入を検討するとなっていたが、その後の対応は
といふこととす、公共下水道につきましては事業経営の健全化を確保し、下水道サービスを安
定的に供給するため、企業会計の導入を検討する必要があります。しかし、本町は下水道事
業の建設段階でありますので、下水道施設整備事業が完了し、管理運営の段階へと以降した
際に導入したいと考えております。

2項目、市町村設置型合併浄化槽の推進についてとございます。

(1)現在基山町では個人設置型を導入してあるが、公共下水道の全体計画変更後において
は公共下水道との公平性等から市町村設置型を推進すべきと考えますが、どうかといふこと
とございます。

市町村設置型の合併浄化槽を下水道として取り込むためには、現在の公共下水道事業の全
体計画を変更し、国土交通省所管の公共下水道の国庫補助事業から総務省所管の交付金事業

に変更する必要があります。そのほか、福岡県が管理する流域下水道の全体計画を変更する必要があるため、基山町だけで早急な対応は難しい状況であります。本町の全体計画を見直す際に、合併浄化槽による処理も含めて検討することになります。効率的な下水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアルによりまして、本町の公共下水道整備計画の変更を検討したいと考えておりますので、検討の結果、個別処理が適当と判断された場合に、市町村設置型についての検討をしたいと考えておるところでございます。

3項目、観光行政についてでございます。

(1)現在の観光行政の取り組みをどのように評価しているのかということです。

現在は観光協会を中心に行っております。情報発信の必要性を感じておりますので、今年度基山町の地域資源、観光資源等の魅力を町外へ広く紹介し、基山町の活性化を図る観光活性化事業や、観光パンフレットの作成を予定しています。作成後は周辺、駅や、基山パーキング等に設置を考えておりますので、関係機関との協議を行いたいと思います。

(2)の観光係新設をする考えはないかということでございますが、現時点では特には考えていないということです。

4項目めの駅前商店街、モール街の活性化対策について。

郵便局がモール商店街へ移転したいとの意向があると。駐車場も狭いということ、そして商店街の活性化にも寄与したいというような、そういう目的というか、そういう思いがあるということです。それについて行政としても郵便局利用者の利便性、商店街の活性化のためにもぜひ協力することが望ましいと思うが、どうかということでございますが、基山郵便局の現状の問題点については改善のための協力についてが必要であると考えております。しかしながら、モール商店街などへの移転によって相乗効果による活性化については理解はいたしますが、限定したというか、特定の場所への移転について町が支援することは難しいところもあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

1番の現在行われてる高島団地については、平成24年度に予定完了ということござい

すが、供用開始はそうするといつになりますかね。ちょっと時間について。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）（登壇）

高島団地地区につきまして経過をあわせて申し上げます。

南高島団地につきましては、平成22年4月より供用を開始しているところでございます。北高島団地の供用開始につきましては、一部を除きまして平成23年4月1日より予定をしております。一部を除くということでございますけれども、平成22年度予算要望をしました額に対して満額ついておりません。内示が今のところ約1億円近く少なくなっております。その関係で一部工事が23年度にずれ込みますので、その分供用開始が一部の地区におきましておくれる見込みとなります。しかし、国の追加要望等があれば手続をしたいと思っております。ことし工事をするところにおきましては、平成23年4月1日から供用開始をしたいと思っております。それと、南高島団地につきましては今現在下水道工事は完了しておりますが、接続申請が79件ありまして、うち40件が完了をいたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

供用開始は23年4月1日からということでございますので、わかりました。

次でございますけど、基山町全域のその計画の見直し、この変更でございますけど、先ほどもちょっと私が申し上げましたように、今回答いただきましたけど、内容的には余り前進してない。皆さん方からの御回答がですね。今町長が言われたことですが、見直しは全体計画の見直しをしたい。10年たったからと、当初の平成10年からもう10年たちました。それから、污水处理施設の元の環境が変わった。いろいろその中には財政的な問題も含まれましょうけど、そういうことで見直しを必要ということで今言われました。私もそれもう絶対見直しをするべきだということはずっと言ってまいりましたので、それはいいんですが、その後ですね。いつもこれ言われるんですけど、見直しは必要と考えるけど、しかしながら、町長、福岡県の流域下水道との整合性を確保する必要があるということですね。そこで、私は一つお聞きしたいんですが、ずっと今までこの答えなんですね。福岡県下水道の県との流

域下水道との整合性をずっと言われてました。そこで、この整合性とは一体どういうことですか。具体的にお示しいただきたい。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）（登壇）

整合性の問題でございますけれども、当初の計画では基山町全体が下水道区域となっております。しかし、先ほど申しました平成23年度供用開始をすると、市街化区域内の工場団地区域を除く区域についてほぼ完了いたします。そうしたときに、宝満川には浄化センターのほうに流しておりますが、ここの区域の基山町の排出量というのがもう最終のといいますか、マックスになってきます。そういうことで、ほかのまだ工事にかかっていない下水道区域の状況というか、着工をどのように考えるかということが当然として見直さないと宝満川のほうに流すことができない状況がありますので、そこら辺に、言葉をちょっと言い方を変えれば、どちらが先かというふうなとこの調整をしとかないと、流せるか流せないかという問題が起こってくるのではないかと考えております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

何かわかったようでわからんようでございますけど。

その整合性というのは、そりゃ言葉自体は意味わかりますよ。きちっと整然と関係自治体と話し合いながらやっていくと。その話し合いとは何なのかって、具体的。要するに、その3番ですね、2と3関連あるけ一緒に質問しますけどね。3番目の福岡県の流域下水道上流浄化センター、これの建設は平成24年なんですよね。建設始めるとは、予定24年からでしょ。ここに基山がそこで処理するというんですから。今さっき町長言われたように、いろんなもう10年もたった下水道のその環境も変わった、少子・高齢化もあった、そういうことで見直すわけですから。今まで基山町が日量1万7,800tを向こうにやるように計画あったんでしょ。今人口が1万8,000でしょ。第4次総合計画では人口が1万9,000でしょ、今から。そういう食い違いが出てきて。だから、そういうものを基山町は今までの当初の計画はこうだったけど、今度はこういうふうに見直しますよという計画案を全各関係の筑紫野市とか基山

町、太宰府、それから筑前町、そういうものが全部そういうものを出し合って、今後の自分たちのおのこの自治体はこういうふうには人口はなるんだと。処理はこのくらい減りますと。だから、上流浄化センターは最初の当初の計画よりもこのくらいに小さくして、製造原価を安くしようじゃないかとか、そういう話をするのが整合性でしょう。違うんですか。私はそう思っておりますので。違う、まだほかにありますか。あったら、言ってください。私はそういうふうにとらえております、整合性の問題。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）（登壇）

整合性ということですけども、基山町から流す流量や関係する自治体の流量、そういうのにやっぱり合うように計画を変更するなり、それが整合性だと思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それで、じゃ今まで福岡県とのそういう各関係の自治体とずっとお話をこの福岡の上流浄化センターについてどのくらいの大きさにつくり直そうかとかいろんなそういう話をずっと私はね、計画性を持って何回も会合をしてこられたと思いますよ。町長、いかがでございますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私自身があそこのそういう突き詰めた話の場、いわゆる宝満川上流浄化センターをどうしようかという場所には出たことはございません。それはやっぱり事務レベルで話はできてるということだと思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

町長は一回も出たことがないと、こういう重大な事業計画をです。ということは、だれが行ってるんですかね。どなたが行かれてるんですか。課長行かれました。課長まだ4月1

日からの人事異動で今度のここに異動されてきたんですけど、それから現在まで、きょうまでありますけど、何回か出席されたことありますか、その会合に。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）（登壇）

4月以降、私1回だけ行きましたが、そのときには具体的なお話はまだありません。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

1回行きましたと。具体的な話はありませんでしたと。その受け身体制でいいんですか。そういうことです。いや、それはいろいろあるから、私も非常にこれ難しいと思ってるんですよね。私自身も思ってます。しかし、関係自治体と基山が入って、ちゃんと自分のその基山町の分お金ちゃんと払ってるんですよ。負担金も出してます。工事費、事業費の負担金、いろんなこと全部きちっと、人口割とかいろんなもんでちゃんとやってるでしょう。基山町ももう先ほど言ったように、課長今言われたでしょ。この高島団地で完了だと。完了だと、そうでしょう、あとは事業認可が出てませんから。事業認可するんやったら、2年前出しとかにゃいかんでしょ。高島の次はどこをやるんだっちゅうことで。出てないでしょう。ということは、もうやらないっちゅうことですよね。その答えは早くから私の質問に答えておられましたよね。全体計画の変更は、市街化区域内の下水道整備事業が終わった時点で行うと。もう行わないかんですよ。それと、それに関連して24年度にも浄化センター建設にはうちが全然変更計画をそういう会合の中で言わんならば、日量1万7,800tで向こうは計算するんじゃないんですか。基山は日量1万7,800tだと。汚水処理人口は2万2,300人だと。そういう計画で突っ走られたら、基山は変更なんかはもうできないです、全然。いや、そういうふうになるわけですね。もうそれ以上言いませんけど。

それで、私はだから、そういう必ず福岡県の下水道と整合性を保つためにどうだこうだと言われてきたから、なら整合性の中でどういう話をやってるんですかと。何もあなた手ぶらで行って、基山の計画書も持っていかんで、何の話をするんですか、そしたら。ただ集まって、福岡県のただの計画聞くだけ。基山も今度は、今予定では日量1万7,800tを入れさせてくださいと、処理させてくださいということ、いやあ、うちは今度は人口も減ってます

し、もうこういうことで市街地内は終わりましたと。もうあとはしませんと。大変な財源が要るからしませんと。そういうことはもう早くから何年か前から、もうそういうことをきちっと向こうに言ってきたんですかちゅうことを私は聞きたいですね。それを言わんやったら、何も調整の会合要らないじゃないですか。当然、だから向こうもそういうものは出すわけでしょう。そして、全部それを合計したところで、ああ、例えば日量の10万tになるから、最初の計画は20万にしとったけど、今度は10万につくりかえましようとか、そういう建設計画になっていくわけです。その辺が全く私たちには見えないわけですね。町長も知らっしゃれん。課長も行ったっちゃ、何もなかったちゅう。だから、そしたら、あなた1回しか出てないからわかってないから、前の担当課長、平野課長にお伺いします。議長、いいですか。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。総務課長が答弁するようですので、総務課長にまずお願いします。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

私のほうが当初計画から携わっておりましたので、答弁させていただきますけど。

まず、福岡県との流域の形が今協議をされております。これにつきましては、基山町の污水処理は全部福岡の宝満川上流浄化センターで処理するようになっております。ほかに今暫定で流しておりますのが宝満川浄化センターのほうで流しております。あと、小郡のほうにもあと一つ右岸浄化センターというのがありまして、3つの流域を今2つで処理をしております。それで、今この3つの流域処理場を2つで処理することを各種の関係団体で協議をされております。それが一番の今問題になっておりまして、それからすると、流量からすると宝満川上流流域センターを建設することまでには至らないんじゃないかというような考えが出ております。これがまず確定しないと、次のステップに行かれないわけですが、17年に基山町の下水道計画については計画がなされまして、そのときは基山町の下水道については全区域を公共下水道処理として処理をしたいという形がとられておりましたけれども、その後いろいろな下水道があります。部署も違いますけど、合併浄化槽、それから今度出ております市町村型の合併浄化槽、それから農業集落排水、こういったさまざまな下水道の処理方法があるということが出てまいりまして、これは国としては統一した下水道の1本処理ができないかということで、その辺も含めた変更も検討していいというような最近の考え方になってきております。それで、基山町は当初全体を公共下水道で整備するというので、

今流域の下水道に入っておりますけれども、今後そういった形をとる場合は、市街化区域以外のところは昨年度から調査をしておりました方向性を示した中で、それを町の考えを今度は関係流域のほうにも相談をしながら、基山町がこういう計画の中で進みたいということを公にしていかなければならない時期に来ておると思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

今の回答の中で、宝満川上流浄化センターはできるかできんかはっきりしないんだと。つくらないっちゃうことですね。つくらないってはっきり断言じゃないけど、その辺もう少しちょっと。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

国に対しての認可をとっておるものは、全部3流域を整備するという事で認可をとっております。その中で総合的な3流域の流量を現段階で計算すると、2流域で消化できると。将来人口を全部推計した中ですと、足りないんじゃないかという最終的な結論としてはそういうふうになってくると思いますが、現段階では今の人口の将来人口とかそういうのを予測する中では今のところ2流域で足りておりますということで、それからすると3流域を2流域で処理をしていったほうが効果的だということで、全く宝満川上流浄化センターをつくらなくていいというような結論は出ておりません。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

わかりました。それで、宝満川上流浄化センターはその最初のレベルからすれば、大きく今後変わっていく可能性があるし、財政問題については基山町にとってもそれは非常にいいことだと思っております。

それで、これがやはり事務レベルだけの話し合いがずっとされているし、本当は今鳥栖市、基山町、みやき町なんかいろいろ消防一部事務組合とかいろんなことが介護だって広域事務組合があります。その中には、私たち議員も出ます、議会がありますから。しかし、こ

これは議会がないから、全く事務レベルだけの話し合いをして、何の報告も町長もここでされませんし、全く我々はやっぱわからないわけですね。これだけの大きな事業がどういうふうになって進んでいるのか。それをその今までの事業の進め方をただあなたたちは福岡県との整合性だけで片づけてきたわけですよ。それはもうそれでこれは終わります。そういうことで、ぜひ町長も担当課長もこれはもう痛いほどわかっておられるでしょうけど、もう早く出していただいて、きちっと住民にも説明をしていただいて、変更、見直しを。そして、理解を得ると。最初下水道事業を開始したときには、全部住民説明会を各区ごとにやられたわけですよ。だから、今回全体計画から外れたところについては、特に説明会を開いていただいて、早くその見直しの変更の決定をもうせにゃいかんですよ、これは。そういうことでよろしくこの問題についてはお願いいたしておきます。

ちょっと時間が延び過ぎましたので。

次は、この公共下水道事業特別会計に企業会計を導入してくださいと言っておったんですけど、その町長が言われた回答はこれは回答になってませんよ。これはちょっとおかしいんじゃないですか、この町長の答弁は。企業会計の導入を検討する必要がありますって、今ごろありますっちゃうか、この前しますって言いよったとに、今ごろありますっちゃうてから、このくらい進みましたというのが本当でしょうもん。そして、最後に何て言われたか。下水道事業の施設整備が完了したときに、管理運営の段階、公営企業か何かつくってそっちにやるときにやりますと。そんなことじゃだめですよ。最初から、もうあのとき私は平成16年の6月議会に出しとったんですよ。そのために勉強も行かれてんでしょ、勉強しに、企業会計の勉強しに、担当課の方が。行かれてますよ。そういうことをしながら、その人も努力してもらったし、勉強してもらってますよ。で、何もやっちゃないです、やっくらんでしょ。そういうことで、とにかくやはりこれは今単年度会計では我々もしょっっちゃう合計ばしていかないかんわけですよ。わからないんですよ、単年度単年度でずっとしよったって。そうすると、企業会計が損益計算書とかBSですね、貸借対照表なんか出とけばすぐわかるんですよ。議員さんも全部。ずっと昔の決算書いっぱい引っぱたくってですよ、13年から、合計を足していかんやいかん。どのくらいの資本投下があってるかもわからん。何もわからんですよ。だから、そういう点で早くしていただきたいということを申し上げておりましたけど、相変わらず進歩をしておりません。ぜひこれは管理会社に管理運営をやるときじゃなくして、やっぱ早くしていただきたいと思います。そういうことでよろしく願いしますけど、町長、

どうですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

私もこの公共下水道特別会計に限らず、いわゆる一般的な公的会計においてもやっぱり企業会計という考え方、これはもう必要になってきておると。町の財産がどうなんだというよ
うな、そういう把握をやっぱりしていく必要があるということで、この必要性っていうのは
私も感じておりますので、今までもうここに先ほど申しますようにほとんど取り組んでない
というようなことでございますので、これについてはまた取り組むように努力したいと、頑
張っていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それでは、次に行きます。

2番目の市町村設置型の合併浄化槽の推進についてでございますが、町長の答弁によりま
すと、本町の全体計画を見直す際に合併浄化槽の処理も含め検討すると、こういうことでご
ざいますので、ぜひ個人設置型じゃなくして、市町村設置型推進事業のほうを私は特に推進
をしていただきたいと思います。私個人的にはですね。そのときには、いろんな総合
的な判断をしていただきながら、個人設置型をとるのか、その辺は執行部の方が考えて、町
民に最も負担が少ない、町にとっても負担が少ない、そういう方法を早く検討していただき
たいと思っております。それは要望しておきますので、ぜひお願いします。

次に行きます。

3番の観光行政についてでございますけど、私は先ほど冒頭に申し上げましたように、私
は今までの観光行政はなかなか基山町は観光がないというところで、よその自治体に比べま
すと非常に少ないんじゃないかなと、観光に値するものが、資源がですね。だから、本気に
なれなかったと。形式的に毎年1回補助金を基山町の観光協会に3,000千円ずつやって、そ
れで基肆城跡のとこの道の整備のための草を切ったり、大興善寺のつつじ寺の問題にこれに
ちゃんと宣伝をしたりとか、それくらいが今までの基山町の観光行政であったと思ってお
ります。それで、私は今後、もう平成7年ぐらいですか、基肆城跡の保存整備事業が相当な国

庫補助を使って、町の負担は1割でございますけど、相当な金額をつぎ込んで、今やっと土地の買収も公有地に全部なって、あとはそのちゃんと当初予算もありますように、水門の石垣の修理関係にも入っていくということで、現実味を帯びた事業がなされるようになりました。そこで、私は今後のやはり町の活性化の後押しにもなるような考え方をさせていただいて、そしてこの基山の観光を基肆城を中心とした観光を町内外に知らせてPRをしていくと。そういうことは私は思っておるわけでございます。それで、ぜひひとつそういう考えを持っていただいて、観光系なるものを設置していただいて、専門的にやはりかかっていたいでやっていくと。今の企画政策課の中での観光にとっての事務というものは、はっきり言って全くといっていいほど観光の仕事はできない、こういうことを言っておられます。だから、やはり連続してこの仕事にかかれるような、そういうふうなものを考えていただきたいと思うところでございますので、ぜひもう一回考えていただきたいと。町長の御答弁では現時点では特に考えておりませんと、新設をつくるのは。そういうことでございましたけど、ぜひやはり町の活性化の一助となるような観光行政を取り組んでいただきたいと思っております。

以上でこの点については終わります。

それから、4番目の駅前商店街、モール街の活性化についてでございますけど、町長は私の質問に対して基山郵便局の現状の問題点について改善のための協力は必要であると。それともう一つ、商店街の移転によって相乗効果による活性化につながることは理解すると。だから、賛成ですよ、町長。移転については賛成だと。その後が悪いんですね。その後が、しかしながら、しかしながらです、今度はまた。しかしながら、理解しますし、協力します。そうばってん、しかしながらその限定した場所、モール街の一角という限定した場所への移転については、町は支援しがたいと、こういうようなことです。私はどっちをとったらいいですか、これは、私の考え方、町長の考え方、どっちですか。これからいくなれば、しかしながらがあるから、前んとは打ち消したわけですよ。よかばってん、そればってん、やっぱでけんと。そういうことで打ち消されたから、要するに町は支援しないということですね。何ですか、その意味は。限定された場所に行ったらいかんとですか。限定した場所が郵便局があそこに行きたいと、ぜひお願いしますよと、もう。町民の方も、利用者もやっぱ喜んでしょう、反対する者はおらんでしょう、あの辺に来てくれるならば。限定ば、郵便局がして、あそこに行きたいっちと言うから、限定した場所はでけんばいと。町の支援は難しいと。最後ははっきり言われたわけです。その私は理解に苦しんでいます。その考え方、どうしてです

か。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

ちょっと余計なことを言うかも知りませんが、確かに私も局長からこう移転したいんだという気持ちは伺っております。しかしながら、何をどうするというようなことまでは聞いておりません。そして、そのとき申し上げたのは、私個人的には確かに移転ということは結構だと思いますということは申し上げました。しかしながら、その前に本当にもう今国営じゃございません。一種、株式会社、民間でございますし、本当に企業主体として努力をいただきたいということ、それから行政がどうこうということも必要かも知りませんが、地域の方々、一つにはやっぱりあの地元のモールの方の総意、総意とまでですか、それから商工会、あるいはまたあの地区の少なくともあの近辺区の方々の強い要望、この辺のところをしっかりとやっぱりとらえられて、そして本社ですか、に上げられるということがまず必要じゃないでしょうかねと。場所を限定するとかなんとかじゃなくて、そこにやはり行政のテンションみたいなものかもしれませんけども、が必要だと。それが非常に有効だということであれば、言ってくださいと。そういう私は対応の仕方をしたと覚えております。したがって、その辺のところでは本当に行政としての支援というのが何なのか。そのいわゆるテンションということなのか、本社のほうと一緒にいけるということなのか、その辺の確認もはっきりは私もしてないということでございます。したがって、先ほど申し上げたようなその意味、これ町として、あるいはもう特に個人としてはその意味は十分わかるけども、公としてああそうですかというようなことで、地元の方の意思も本当にまだ確認、それはもう私も勝手な受け取り方だけでございますから、はっきりした確認もできてないという、そういう状況で、本当に行政が動くべきかどうかということは、その辺のところはちょっとまた慎重に私も考えたいと。決して否定的ということだけではございません。その辺のところをさっき申し上げたということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

そしたら、今のような話でまだ郵便局長とは徹底した話をされてないんですね。私が局長

から話を聞いたとことはちょっとずれがあるようでございます。それで、今町長言われましたけど、私も最初質問のときに言ったように、まずその地元商店街はどうかと。来てもらっても、移転して来てもらってもいいですよ、ぜひ来てくださいと。いや、絶対来ちゃいかんと、その辺の問題ですね。これは大体モール街というのは全体が賛成のようでございます。断定はできませんけど、この前モール商店街の総会がありました。その中では、ちょっとその話も出たようでございますけど、新しい理事長さんっていいですか、そういう話によるといろんな店の方にもあちこち聞きますと大賛成であると。だから、あとはそういう要望書なるものを郵便局にぜひ来てくださいよと出されて、あと商工会の問題もありましょう。基山町も、町長も行政として、町としてやはり郵便局が限定して来ました。それをだめだと、今からかなり町長は前向きの姿勢で取り組んでもらっておるようでございますので、幾らか私も安心しておりますけど、仮にどっか全く違うところに言ってるんですか、郵便局が。あそこじゃなくして。流れ変わりますよ。基山町の将来のまちづくりの中においても非常に重要じゃないですか、郵便局は。一民間企業といっても。まだ3分の1は国が株持ってますからね。今いろいろその何やらかんやら、もとに戻すとか何かいろいろ問題あっておりますけど。そういうのがあるから、町長だめだということじゃないでしょうけど。それは別として、やはり郵便局というのは民間企業といえども普通の民間企業とはちょっとやっぱ違ったものがあると。町民にとっても、町にとっても、非常に公共性の高い事業であると私はそう思っております。町長、どうですか、その辺思っているんでしょ。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、分社化して民営化されたということでございますけども、公共性っていうのはやっぱり依然として昔のとおりにあるということは、私も認識しております。それから、モール街の総会にも私参りました。そこでもちょっと申し上げたんですけども、もう少しやっぱり地元で何とか盛り上げていただきたいというようなこと、それは一部の方からはやっぱり、いやあ、あのモール街はねというような話は聞きましたけども、全体の気持ちとして皆さんがというわけでもなかったかなという感じがしております。それから、商工会ではまだ全然、その今段階踏んでということかもしれませんけども、商工会でその議論があったという話も全く聞いておりません。したがって、その辺のところからのやっぱり盛り上がり

といたしますか、その辺も必要かなというふうに思っております。行政、これから先いろいろ必要なことはもちろんやっていかなきゃいかんわけでございますけども、それに対してすべて皆さんがというわけにはいかないけども、ある程度のその辺の総意というか、それはやっぱり確認をさせていただきたいなというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

町長も公共性はかなりある、公共性があるということは基山町民の生活の利便性には非常に役に立つんだということと私はイコールだと、そういうふうに私は考えております。それで、郵便局がそういう重要なかぎを握っている、町民のための生活の向上にも役立つ、商店街の活性化にもつながっていく、そういうのはかなり高い、有意性が。そういうことで、本当に私はあそこに移転して町民が、ああ、そんなことは何ちゅうこつかと、そんなことはないとほとんど思ってますよ。それで、今後の将来のまちづくりにはやはり私は郵便局がどこに行くかによって変わってくるんじゃないかと、そういうふうに思えてなりません。鳥栖郵便局もなかなか寄りつきにくいんですね、あそこも、基山と変わらんぐらい。ちょっと基山がましかわかりません。だから、今1日に大体七、八十人ぐらいの利用者が平均するとそのくらいはあると。（「もっとおる」と呼ぶ者あり）あ、もっとありますか、何か。とにかくかなりあるということなんですよ。かなりあると。まあ700人ですかね。まあ、とにかくかなりの利用者があるんだということなんです。やっぱその流れが、じゃあ例えば弥生が丘からかなり多いから、あの辺のところには鳥栖の近くに仮によ、仮に移転したとした場合、基山駅前商店街に与える影響はかなり打撃ですよ。そういうものを考えながら行ったときには、やはり町長は正しい判断をしていただきたいと。今すぐということ、こういうふうな答弁を町長はなされたんでしょうけど、まだはっきりしないと。商工会もどうだといういろんな問題がありましよう。だから、やはりそういう将来を見据えたまちづくりの中の核としてとらえていただきたいと。そういうことでお願いしまして、私はすべての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で原三夫議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

～午後2時7分 休憩～

～午後2時20分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、続いて品川義則議員の一般質問を行います。品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

6番議員の品川でございます。最後でございますけども、おつき合いのほどをよろしくお願いをいたします。

今回、3点について質問をさせていただきます。

まず初めに、指定管理者制度について質問させていただきます。

この制度は平成17年の議会で提案されまして、さんざん議論をして実際この3施設については以前から、従前からこの指定管理者に指定された方が、団体なりがされていて、そこにお願いをせざるを得ないという形ではなかったかと私は記憶をしております。ほんで、18年度から始まりまして、22年度で契約期間が終わるわけですけども、もう既に契約の更新、また見直し等いろいろ検討されているものと思って今回質問させていただきます。よろしくお願いをいたします。

まず、平成18年度指定管理者制度を取り入れられた施設、老人憩いの家について質問をいたします。

施設の委託期間はいつまででしょうか。また、利用状況と利用者数など委託をした結果、好転をされたのでしょうか。また、その検証はされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

費用、これは人件費を除く部分でございますが、削減目標は設定されていたのか。また、その目標は達成されたのでしょうか、お尋ねいたします。また、契約期間が終わる今年度でございますが、委託の見直しを行うのか、実際行っていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

次に、農産物加工場について質問をいたします。

これも同じく、委託期間は期限はいつまでなのか。また、委託したことで加工場の経営は好転したのか、お尋ねをいたします。また、これも同様に見直しはされるのか、お尋ねをいたします。

次に、水車精米所について質問をいたします。

これも委託の期限はいつまでなのか。施設の稼働状況はどうなっているのか。施設を委託

した効果は上がっているのか。また、水車で稼働しますので、なかなか修繕費等が18年度から上がっておりますけども、今までの修繕費は幾らかかっているのか。また、同じくこの委託はどのように検討されているのか、お尋ねをいたします。

また次に、町民会館について質問いたします。

この町民会館は今まで申し上げました3つの施設とは全く違った、俗に言うならば本格的にこの指定管理者制度というものをしっかりと認識され、また我々議会としても非常に紛糾した議題でありましたが、この委託後の会館の稼働状況は増加しているのでしょうか。また、利用者数はふえているのか、お尋ねをいたします。

委託期間が1年経過をしようとしておりますけども、経費、利用者数増減など、どのような検証が行われているのか、お尋ねをいたします。

次に、買い物弱者の問題について質問をいたします。

これは3月議会において池田議員から御質問がありまして、私も図らずも商工会関係者知り合いがたくさんいますし、いろんなところでお話を聞く機会がございました。私の近隣にもそういう方が多くいらっしゃいますし、そういう方と多く触れ合う機会もまた得ておりますので、その点からこの買い物弱者ということについていろんな関係者に聞いた、その話の中でこの問題を取り上げてみました。

介護予防事業について質問させていただきます。

生活支援関係事業はどんな事業がございますでしょうか。在宅高齢者、ひとり暮らし、夫婦世帯ですね、高齢者の、家庭の生活支援は行っていらっしゃいますか。また、この介護予防事業等でこれから必要とされる支援事業はどのようなものがあるとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

買い物弱者支援について。

在宅高齢者、ひとり暮らし、夫婦世帯、買い物支援は現在行われていますでしょうか。また、全国各地で行われております民間の移動販売、共同販売、ファクスなどにより受発注などの事業が行われておりますけども、これに基山町として行政からの支援をできませんでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、学校給食について質問をいたします。

学校給食センターが稼働しておりますけれども、このセンターが設計されている段階で父母の間、また町民の間から非常な議論が生まれて、いろんな会合、また会議等、説明会等が

開かれております。その中で、教育長なり行政の方が説明されたものの中で取り組んでいく、行っていくという話をされた中から質問させていただきます。

給食運営委員会等を開催し、保護者なりそういった方々の声を取り入れていくというお話を私は多分聞いた記憶がございますけども、この会議等は開催されていますでしょうか。また、食育として一括調理できるということで大幅にメリットがあり、また町内の農産物等も取り入れることがあって、食育に取り組みやすいと、効果が上がるということで説明をされておりましたけども、この点についてはいかがでしょうか。

また、今大きな問題として給食の残食、残り物が非常に多くなっているということで、問題にもなっております。子供たちの偏食化とかいろんなことが問題になり、出された給食を多く残しているということであれば、食育という観点からも非常に問題があるのではないかとということで、この質問をさせていただき、残食は調査等をされていますでしょうか、ということであります。

以上、3点について質問をいたします。これで1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それじゃ、品川義則議員の御質問に答えます。私のというか、教育関連のところは教育学習課よりお答えいたします。

まず、1項目め、指定管理者制度についての(1)平成18年度指定管理者制度を取り入れた施設、老人憩いの家について、ア、施設の委託期間はいつまでなのかということですが、これは平成18年度から平成22年度の5年間となっております。

それから、イの利用状況と利用者数などは好転したのか。また、その検証はしたのかということですが、憩いの家サークル活動、料理教室、レクリエーション導入やボランティアの受け入れを行い、憩いの家だよりや社協だよりで情報提供に努めています。また、新しくサークル活動等で参加されている方は増加しています。定期的に利用されていた方が入院されたり、転出されたりして、減少している面もありますが、年間の総利用者で見ると横ばいの状況であります。

それから、ウの費用、人件費を除く削減目標は設定していたのか、達成できたのかとい

うことですが、直営で行うよりも指定管理者による運営が効率的かつ経費節減が図られているということでございます。

エの委託の見直しは行うのかということですが、

平成22年度で委託期間が終わりますので、基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、手續等を進めていきます。

(2)の農産物加工場についてでございます。

ア、施設の委託期限はいつまでなのか。

委託期間は平成23年3月31日までになっております。

イの委託したことで加工場の経営は好転したのかということですが、

ちぎりの里で努力していただいておりますし、以前よりはよくなっていると聞いております。

ウの委託の見直しは行うのかということですが、

平成22年度委託期間が終わりますので、基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、手續等を進めていきます。

(3)の水車精米所について。

アの施設の委託期間はいつまでなのか。

これにつきましても、委託期間は平成23年3月31日でございます。

イの施設の稼働状況はどうなっているのか。

稼働状況は、月8件から10件程度になっております。

ウの施設を委託した効果は出ているのか。

直営で行うよりも効果は出ていると思います。

エの修繕費は今まで幾らかかっていますかということですが、修繕費は平成18年度に246千円、平成21年度99千円になっております。また、今後全面的に修理が必要と思われる、現在見積もりなどを依頼しております。

オの今後の施設委託は検討されているのかということですが、今後も指定管理者による施設委託を考えております。

次の町民会館については教育学習のほうでお願いします。

2項目めの買い物弱者問題についてでございます。

(1)介護予防事業についてということで、アの生活支援関係事業はどんな事業があるかと

ということです。

基山町の在宅福祉サービスの中に食の自立支援サービス事業、いわゆる配食、それから緊急通報システム、通所入浴サービス等があります。

イの在宅高齢者、ひとり暮らし、あるいは夫婦世帯、家庭の生活支援は行っていますかということです。

基山町の在宅福祉サービスの中で行っております。

ウのこれから必要とされる支援事業はどのようなことがあると認識されていますかということですが、在宅サービスの充実をもっと図っていきたいと思っております。

(2)の買い物弱者支援について、アの在宅高齢者、ひとり暮らしあるいは夫婦世帯の買い物支援は現在行われていますかということですが、介護保険サービスで行っておるといことです。

イの民間の移動販売、共同販売、受発注などの事業に行政は支援できませんかということですが、現在のところは特段考えておることはございません。

以上でございます。あと3項目めについては、教育学習課から申し上げます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私のほうから、1の指定管理者制度の中の町民会館について、並びに3の学校給食について答弁をいたします。

まず、町民会館についてでございますが、委託後の会館稼働状況は増加しているのか。また、利用者数はふえているのかでございます。

大ホール、小ホール、その他たくさんございますが、それを合わせた全体数、そういうことで答えたいと思いますが、19年度、20年度、21年度の順に申し上げます。

まず、大ホールですが、19年、85件数、利用者数1万1,217名、20年度、件数99、1万6,968人、21年度、件数96、1万9,796人。小ホール、件数313、利用1万5,948、20年、件数359、利用1万8,250、21年度、件数375、利用1万8,218。

それと、それからそのほかにたくさん小部屋がございますが、会議室等々、それを大ホール、小ホールも全部ひっくるめて全体数を申し上げます。

19年、件数4,518、利用11万136、20年度、件数5,076、利用者11万7,744、21年度、件数

4,601、利用者数11万2,123。

結論としましては、21年度は20年度に比べて全体的に件数、利用者数ともに若干だけ減少が見られます。これはもうおわかりのとおりと思いますが、インフルエンザ等々の影響ではないかと、かように思っております。

次、委託期間1年間を経過しての経費、利用者数増減などの検証は行われたのか。

町民会館の指定管理については、平成21年4月1日から実施をしていますが、その実績報告につきましては基山町民会館の指定管理者の指定に関する基本協定書、これに基づき利用状況、並びに利用料金の実績、そして経費の収支状況等について報告するようになっております。まだすべての関係書類が提出されておられませんので、それがすべて提出された後に検証を実施したいと考えております。多分、7月に入るのじゃないかと課長が言っておりますので、そのようになると思います。

次でございますが、学校給食についてでございます。

この給食運営委員会というものは、先ほど議員も申されましたように、この運営委員会の開催につきましては給食センターの開設に当たってどうしても欠かせない一つの条件であったかと思っております。それで、私どもも大変この運営委員会の開催については努力をしたつもりでございますが、基本的には学期ごとに開催をしております。これまで特段の問題はございません。ちなみに、21年度は4回、臨時会を1回含んで4回、問題あれば臨時会議を開くと、このようになっております。

食育としての取り組みは行われているかということですが、各学校における食育につきましては毎日の給食献立を生かし、しゅんの食材の紹介や望ましい食生活のあり方などを伝え、指導を行うとともに、学校の学級会活動や保健の授業においても食に関する教育を行い、各学校で食育推進年間計画を作成して、食育の推進に取り組んでいるところでございます。なお、栄養教諭を中心に、学校栄養職員や担任でこの食育に取り組んでおります。

残食について調査をしているかということですが、調査をしております。残食につきましては、給食の実施日ごとに確認し、帳簿に記録をしております。なお、残食につきましては、エコ教育の一環としてバイオ式生ごみ処理機によって堆肥化をして、3校の花壇で再利用をしているところでございます。

先ほどの議員の質問の中で多くは残していないかということがございましたので、ちなみに答えますが、現在残食は平均として3校合わせて20kg未満と、このように聞いております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

2回目でございます。

老人憩いの家について質問をさせていただきます。

総利用者数は横ばいということでございます。もともとの利用者が減っている割には、新しいサークル等が入って横ばい状況をしてるということですが、委託をこのして施設を使っていた町としてその運営方法なりに助言なり、また利用者がより多くなるような政策とか補助とか、広報活動とか、そういったものでこの指定管理者に手助けをしてること、また町が主体となってこの指定管理者をリードして施設の運用をしていくということが何かありましたら、説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

先ほど行政としてどういうふうな手助けとかしているかということだったと思いますが、まず管理者制度に18年度からなっていますけれども、それから定期的に利用されている方につきましては若干目減りをしておりまして、そのために若年層といたしますか、もともと基本的に65歳以上の方を対象としておりましたけれども、年齢層を若干下げたということで、その若年層の利用者がふえたと、逆にですね。そういうことで、相対的には横ばいだろうということで、うちのほうではちょっと検証はしております。あと、社協のほうと、あと憩いの家とうちと三者、いろいろ協議をしまして、広報等、あと憩いの家だより等で情報発信とか、そういうのをまめに行っていきたいということで、保健師等うちのほうから憩いの家には参っておりますので、そういうところのニーズを把握したり、そういうことをしながら支援といたしますか、そういうふうと一緒にやっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

利用者にサービスの向上の質ですね、これを向上を提供していかなければならないと思う

んですけども、利用者が横ばいということ、逆に言うと今の状況ですと横ばいってことはふえているとは思んですけども、利用者にアンケートなどによるこの施設の利用の満足度とか不満な点とか、そういうものを町としてとられたことがありますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

アンケートにつきましては以前にアンケートとか、私まだ把握をいたしておりませんが、いろんな保健師とかうちの福祉系の職員が憩いの家に行ったときに、いろんなニーズとか要望をお聞きするというのを聞いてます。一番方法として何がいいんだろうかということと話した結果、やっぱりさっき議員がおっしゃいましたようにアンケートをとっていただくということで、今どういうアンケートをとろうかということ協議をして検討をしております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

委託の切りかえでございますから、見直しが始まると思いますので、早急にそのアンケートをとっていただいて、このまま社会福祉協議会のほうに委託をしていいのか、それとも違う団体をお願いしなきゃいけないのかということの大きな判断になると思いますので、よろしく願いいたします。

また、以前ですけども、鳥飼議員のほうから基山町のホームページにこの社協のことが何も載ってないと。こんだけいろんなどちらかというともう福祉関係は社協と一体になってやっているとあるのに、町のホームページに掲載がされてないということで質問されていたと思うんですけども、今日現在なかったと、私が見つけれないのかわかんないんですけども。この町のホームページというのはやっぱり基山の玄関口でありますし、顔でありますから、そこに一番協力をお願いしなきゃいけない、また一番頼りにしているこの社協のホームページがないと、また検索の箇所がないというのはどういうものか。なぜされていないのか。これ情報協力とか、そういうことはできないようになっているのか、できるけれどもやっていないのか、お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

うちのホームページのほうに社協のほうが載ってないということだと思いますけども、ちょっと私もそこまで把握をしておりませんでした。申しわけないですけども。うちのホームページでリンクできるところにつきましては、リンクもさせていかんばいかなということでもっと私も思いますけど、何でそういうふうに今まで現在なっていたのか、ちょっと私も調べさせていただいてから、どういうふうな形になるかわかりませんが、前向きにやっていきたいと思っています。

議長（酒井恵明君）

企画の、いいですか、それでいい。（「はい」と呼ぶ者あり）品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

今、社協はホームページを持ってないんですよ。会長たまたまいらっしゃいますから、いかがですか。つくっていただいて、やはりこの今福祉関係のというのを在宅でしようし、できれば公民館には資料を配布してありますが、町のほうに来ていただければ資料が配布しますとか、福祉課にお願いします、作業事務所へっていうのは福祉を何とかお願いしなきゃいけないとか、早急に助けていただくという方にとっては、なかなかサービスがいいというか、どちらかという悪いんじゃないかと思うんですよね。社協のほうでなかなかつくるの難しければ、やはり施設を委託して町民の方にサービスを提供しようという団体であれば、町のほうで指導していきなり、そういったことも努力されることが必要ではないかと思えますけども、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

以前に鳥飼議員さんから、私が保健福祉課長のときに質問をいただいております。それで、社協のほうにも作成するという話をしておりますので、それは進めてもらっているものと思っておりますが、町のほうのホームページもなかなか見にくいという御指摘もあっておりますので、ことしの早いうちに全面的に変更したいと思っております。その中で一緒にリンクするようにあわせて作成をしたいと思っておりますので、今そういうふう準備を進めておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

多分鳥飼議員から言われて半年たっていると思います。これいつまでしますかって聞いたほうが楽なんでしょうけども、本当にこれ早急にお願いします。そこだけよろしく願いをいたします。

それから、次に行きますが、費用、削減目標、これについて直営で行うよりも指定管理者による運営が効率的かつ経費節減が図られているということですが、これ具体的に効率的というのはどういうふうに効率よくなったのか。それから、経費が節減されたというのはどの部分がどれくらい削減できたのか。委託料だけの範囲ですね、これだけ委託でしたからそれでおさまったから効率的になった、削減できたという考えなのか、それ以上の効果を生んでいるのか、説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

経費的にどれくらい効果があったんだろうかということだったろうと思います。それで、18年当時に委託した金額が9,167千円ということで、これは5年間変えないということに何かなってたそうです。現在も9,167千円で委託契約を行っております。直営でやっていたときには8,950千円ぐらいで直営のときには委託で行っていたということで、そう大して額は変わりませんが、植栽管理委託料が500千円、これは別途17年当時までに8,950千円ぐらいで憩いの家を委託してましたけども、植栽管理料については行政のほうでやっていたと、500千円程度ですね。合わせれば、約9,450千円ぐらいになりますけども、これを9,167千円で委託をやっているということと、大まかな額的には今の少し削減になっていると。具体的には、小さいかもわかりませんが、管理の委託した後につきましては、利用者に影響の出ない時間帯の節電とか、あと節油等に努力して頑張っていたというので、額的にはそんなに大したことないと思いますけども、そういう取り組みをなされておるということでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

いや、大きいですよ。9,000千円のうちの300千円からとか減っていくっていうのは。それも利用者がふえていって効率的になって、利用者に喜ばれていると。施設につくりかえられて植栽部分ですか、自分の中でおさめられていると。非常に効率的ですよ。こっだけ効率的に経費削減されてると。指定管理者に委託しているということはそうなんですけども、こういった効率的な経費の削減を行っているところ、これ町の運営の中でも役立っている部分が大いにあるんじゃないかと思うんですよ。もうこれでやめておきます。済みません。

委託の見直しでございますが、これ事業報告書が出さなければいけないようになっております。また、意見の聴取もできるようになっておると思いますが、この報告書は一般に普通に公表されているものでしょうか。ほかのところでは公表しないということで、この報告書は出ているところもあるやに聞きますけども、基山町の場合はその報告書は一般に公開されているのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

どなたが答弁しますか。健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

これは私とこのだけの問題じゃないと思いますけども、事業の実績報告が出てまいりますので、それを、報告を検証して、もし情報公開等の請求が出れば当然公開していかんばいかんというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

これ事業報告書ですね、これは健康福祉課に行くんですか。それとも、委託された総務課に行くんじゃないんですか。それは見直しするとき、この見直しをするときにはどこの機関で、どこのところで見直しをして委託を再契約するのか、違う箇所にするのかという決定するのはこれどこの箇所ですされるんですか。担当課ですされるんですか、に健康福祉課が入ってされるわけですか。はい。お願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

指定管理者に関する手続条例関係は総務課のほうで行いますけれども、事業の推進、それから内容等の検証も含んだところは担当課のほうで担当しておりますので、事業の報告は担当課のほうに提出になります。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

前回、委託をしたときには実際この憩いの家はもう社協に委託されて、指定管理者制度にまた委託するのも社協が一番いいということで委託されたわけですけども、5年間過ぎてその成果が毎年毎年上がってきておりますけども、委託先を社会福祉協議会以外のところを検討される予定があるのか。もう社協一本だけでここで行こうとされるのか。その選考の方法をどうやって行われるのか、詳しくお願いできればと思いますが。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

指定管理者の選定につきましては、公募を行って決めていくような形になります。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

次、移ります。

農産物加工場でございます。委託をされてちぎりの里で経営は好転したのかという質問に対して、ちぎりの里で努力していただいておりますし、以前よりは幾らかよくなっていると聞いておりますと。これ事業報告に詳しくその数値とかは出てこないのかですね。それとも、ちぎりの里のほうもイメージでこんなふうには好転してますよって文章なのか、数字的に去年よりも10%上がった、いや5%下がったとか、そういう報告であるのか。その事業報告の中身ですね。聞いておりますということじゃ私もわからないんで、よくなってるって聞いてますって、どこがどれだけよくなってるのかですね。そんな加工場に委託をして委託金を払ってるわけですから、それぐらいのことで見直しをされて、また次回もってという話にはなかなかない厳しい話になると思うんですけども、この辺のところを詳しく説明いただければと思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ちぎりの里、農産物加工所でございますけども、こちらにつきましては農事組合法人ということで毎年町のほうに報告をいただいております。その中でわずかでございますけども、売り上げが伸びていると。ただ、先ほど議員お話にございました委託料っていうのは、町のほうとしては指定管理者制度に移行した以後については支払いはしておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

このちぎりの里農事法人ですか、ですけども、町としてその営業なり運営が好転するような支援ですね。お金のかからない支援、広告したりとかいろんなときにそのちぎりの里の農産加工品を利用するとか、そういったことで町として委託先に対しての支援は何か行われていますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの御質問は基山町として何か支援をしているかということですが、まず基山町内でイベント等がございましたら積極的にちぎりの里の加工食品を提供する、それから私のほうの所管じゃございませんけども、例えば教育委員会とか、それから観光協会等で関西とか関東に地元の農産物ということで、この農産物加工場の加工品を提供させていただくと。それからもう一つは、三神農業改良普及センターというのがございますけども、こちらのほうから事業支援ということで、側面的な協力をしていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

次に移ります。

水車精米所でございますが、稼働が月に8件から10件ということですけど、これはどの程度ですか。それで、稼働率がいいということなのか、いやもう少し頑張ってもらわないかということなのか、もう少しPRして、後押しをして使っていただくように、稼働するような状況に持っていかねばいけない状態なのかですね。この月に8件から10件というのは、どういう状況でしょうか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

水車とう精施設の利用状況でございますけども、人数としては先ほど町長申し上げましたように、8件ないし10件程度ということで、量としましては大体200kgから300kg前後ということです。1人持参されるのが大体20kgないし30kgということで、稼働率は非常に悪いというのが現状でございます。大体年十二、三%の稼働率ということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

すると、次の質問で施設を委託した効果が出ているのかということ、直営で行うよりも効果が出ていると思うというのも、ですね。修繕費も246千円から99千円と。全面的に修理が必要と思われるということですけども、修理が必要と思われる箇所、どれぐらいの規模の修理が必要だと思われるのか。また、見積もりを依頼されているということですけども、大まかな金額ですね。どの辺まで修理をするから、わかれば見積もりの想定した金額をお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいま修理の関係でございますけども、水車そのものがもうかなり傷んでおります。というのが、何とか今、回してるというような状況でございます。耐用年数としては国の基準としては24年でございますけども、平成2年に設置をしておりますので、そろそろ限度というか、何とかやっておりますけども、もう車軸、それから本体の軸そのものがかなり腐食を

しているということで、その費用っていうのがちょっと簡単にできませんもんですから、専門家に今依頼をしてると。それによって今後どういうふうにかかすかっていうのを判断をしてみたいというように思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

委員会でも水車小屋見させていただきました。本当に辛うじて回っていると。それも補強に補強を重ねて、それこそ無理から素人がされてやっていると。でも、とてもそういう簡単な作業でもないと思っております。であって、年間十二、三%の稼働率であると。費用対効果を考えた場合、この施設は存続していくべきなんではないでしょうか。その辺のところまで見直し検討されるときには、考えられなければいけないと思うんですけども、その辺のところどうお考えなのか、町長、お願いいたします。（「財政が厳しいよ」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

これの営業といいますか、だけを見ると、やはりとても採算ベースじゃないということだろうと思います。しかしながら、ひとつ頭にあるのはやっぱり観光の一つの目玉といいますか、大興善寺に行って、そして水車で米がつかれておると。そして、そこでもちをついてというような、そういうふうな一貫した観光の効果はあると思いますので、その辺も含めてやっぱり考えていかなきゃいかんのかなというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

私もそう思っております。JRウォーキングもあるときもあそこは非常に寄っておられます。また、水車まつりですか、行われたときも多くの方がJRウォーキングと連携されておられますし、またあそこの地区の小松地区の方がいろんな催し物をされて、私もあそこで何回か食べさせていただきましたけども、本当においしい御飯を風光明媚な本当に基山の観光地としてはいい場所だなとは思いますが、厳しい厳しいとおっしゃっておりますので、

その辺のところも十分御配慮をいただいて検討されればと思いますし、よろしく願いをいたします。

次に、町民会館についてであります。利用者が19年度から比べると大ホールで8,000人ふえてるということですが、これ件数で割ってみると131人ですね、19年度が。21年度が206人と。あそこはキャパシティが800ぐらいあったと思うんですけども。96件昨年ありましたけども、この中で町主催以外の大ホールの利用率というのをざっとでいいんですから、おわかりになればお尋ねしたいんですけども。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

利用人数が約百二十、三十人ぐらいってことを言われてますけど、この大ホールっていうのは客席部分だけじゃなくって、舞台だけ使用する場合も大ホールという形になりますので、そういう意味での人数でございます。一応、大体80%から90%が町以外の利用じゃないかなというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

想像してたことと違ったんでびっくりしました。この委託料も5年間ですか、5年間据え置き、先ほどの憩いの家もそうだったんですけども、そのまま定額、5年間変動はないのか。金額的に減っていくんでしょうか。その辺調べてなかったか私わかんないですけども……（「減る契約って言いよる」と呼ぶ者あり）減る契約になっていると思うんですけども、どれくらい減っていくような、ことと5年後の金額の差額をお尋ねしますけど。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

町民会館の指定管理料でございますけど、本年度が37,100千円で、次年度が37,000千円、24年度3,680千円、25年度3,670千円ということで、債務負担行為をさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

この契約金額は変更することができるのか、できないのか。債務負担行為があるから難しいと思うんですけども、できないのか。それと、契約内容ですね。管理運営ということですけども、運営ということで自主運営で委託してる創建ですか、そこに自分でイベントなりそういういろんな催し物をしてもらって収益を上げてもらおうと。その分基山町財政厳しいからことしは5,000千円減らしますよ、最終年度は10,000千円ぐらい減らす、もうとりあえず稼いでくれということをお願いできるものか、できないものか。いやあ、そんなものはできませんよということなのか、ちょっと大変だけどやればできるかなってということで、どちらでしょうか、お尋ねします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

恐れ入ります。質疑者と答弁者がちゃんとおられるんですから、私語はやめてください。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

指定管理につきましては、基山町民会館の指定管理の先ほど教育長もお答えしましたけど、指定に関する基本協定書というのがあります。その中で指定管理の分を決めておりますけど、その中での指定管理料の額の変更ってということでございますが、特別な事情が生じた場合は指定管理者と協議の上、指定管理の額を定めるものとするということで、よほど何かの特別な事情、災害とか何かそういう分が出るとか、そういう場合に限っては指定管理料を協議して決められますけど、通常指定管理者が自主事業してから、それで収益を上げたとしても、その収益部分がふえたから指定管理料を減らしますということは通常はできないものというふうに理解しております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

収益部分が上がったとこまで、その指定管理者が頑張った分まで取ろうとは思ってないんですよね。基山町財政が厳しいから予算も組めませんと。今度は厳しい状況になってきますということは、もうさんざんさんざん言われておりますから、十分それも理由とすれば上がってくると思うんですよね。そういった話をできるということであれば、特殊な事情とい

うことで、ないそでは振れないということでお話をいただければと思いますし、そういう努力を、努力といったらおかしいですけども、相談をされることもこの37,000千円、毎年毎年支払いをしなきゃいけないということであって、利用者もそれほど伸びてないでしょうし、稼働率もそう上がってないという状況ならば、管理を委託するだけで30,000千円っていうのはちょっとおかしくはないかという話もあります。指定管理者になっていただいて、その会社による経営努力で経費も浮いた、利用者のサービスも上がったということは非常に望ましいところでありますので、ぜひそういうところまで観点を少し移されて話をして御相談いただけるように、変更ができるというこの1点だけでお願いをしたいと思います。

次に、買い物弱者について質問させていただきます。

買い物弱者という言葉について、健康福祉課長はどういう認識を持っていらっしゃるのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

買い物弱者ということが出てまいりましたけども、まずいろいろな制度がありますけども、65歳以上の方であれば介護保険とかで、介護保険に認定されていれば介護保険のサービスの中で行っていくということができようかと思います。買い物弱者というのは、介護保険の認定を受けておられる方についても買い物弱者というような言い方もできると思いますけども、介護保険の認定に漏れた方たち、介護予備軍といいますか、そういう人たちも当然その買い物弱者というような認識にもなっていこうかと思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

介護保険サービスの中で、こういう買い物支援のサービスを行っているということですけども、その今非該当の方ですね、方がこの買い物支援を、非該当の方ってということじゃないですね、要支援1、2の方がこのされるということになれば、どういうふうなサービスが手順を組めばどれだけの買い物の支援が受けられるのか、説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

ちょっとお答えする前に、介護予防事業、さっき議員がおっしゃられた介護予防、要支援の方ちゅう理解しとってよろしいですか。

介護に要支援1、2から介護1から介護5までありますけども、身体状況によってそれぞれに認定を受けた方につきましては、ケアマネジャーの方がケアプランを立てて、各個人のサービスを行っていくと。で、ケアを行っていくとかそういうふうになってますけども、あと生活支援、1、2の方につきましては生活支援ちゅうのがケアプランの中にありますので、その中でその人に合ったケアプランを立てていくというふうになってますので、その中で、生活支援の中で行っていくというようになっていこうかと思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

すると、実際に買い物支援、かわりに、代行だと思っんですけども、どういったことまでお願いできるのかですね。その利用者がこういう食材が欲しいからということやずっと言われて、それをずっと買い物に行っていただけなのか。どこまでですね、町外まで行けるのか。久留米のここにあるから、久留米まで行ってくれるのか、町内だけなのか。また、その指定までできるのか。食材だけじゃなくて、ここに行ってこれを買ってきてくれとか言える支援までできるのか、その辺のところをお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

基本的には、介護に認定されたサービスにつきましては私的なことはできないと、原則です。なってます。その中でさっきも申しましたように、ケアマネジャーが個々によって身体状況違いますので、その身体状況を見ながらケアプランを立てるということの中に、そのプランの中にその生活支援ということが入ってますので、例えば手が不自由で手が動かなくなるとかということになれば、例えばふるの支援とか、買い物支援とかもういろいろ入ってますけど、その中で個々に応じたプランで行っていくということが大前提になってますので、あとはもうケアマネジャーとその家族の方、本人が納得されたケアプランを立てて行っていくというふうになってますので、あと家族の同意がどれだけプランでとれるかが一番の問題に

なってくるかと思っってます。（「買い物の中身を聞いてるんですよ。どんなものができるのかです」と呼ぶ者あり）生活支援で言えば、買い物、あと洗濯、炊事……（「買い物の中身です。だから、駅前のこの商店街に行ってこれを買ってくれとか、だからスーパーに行ってこれを買ってくれ、コンビニに行って買ってくれとかということを一連の中でできるのか。じゃ、車で行ってくれとか福岡まで行って買ってくれっていうのが買い物支援の中に入るのかどうかを聞いているんですけど。それをわからなきゃわからないでいいんですけど。お願いします」と呼ぶ者あり）ちょっとくどいようですけど、ケアプランをケアマネジャーの方とまず立てていただいて、さっき議員が言われた、その例えば福岡県まで行って買ってきてくれとか、そういうのには生活支援の中に多分入っていかないというふうに私は思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

なかなか買い物支援っていうのも、生活支援と難しいと思います。食材の買い出しということで、その生活支援がしているところもあります。大事なはそのけやき台とか神の浦とかああいう勾配のきつい道路があります。神の浦ですか、あそこも高齢化率が大幅進んでおります。そういった中で介護支援が受けられない方っていますね、非該当者ですか。そういった方の支援をやっぱりしていかなくちゃいけないんですけども、介護事業ではできない、今の説明ですと。それで、調べよったら行き詰まって、出てきたのが経済産業省が地域生活インフラを支える流通のあり方研究会ということで報告が出てるんですけども、その中で商店街が買い物弱者に宅配事業ですね、商店街として宅配事業をする。それから、買い物のためのディマンドタクシーなりディマンドバスを出すと。これは行政と利用者と、そういった商店会なりスーパー、企業ですね。そこがその運営費を出してやっていくとかですね。それから、移動販売ですね。これ吉野ヶ里町です。ここでも今軽トラックで巡回して移動販売事業を行っているんですけども、そういったことを福祉のところでできないんですよ。該当者以外ですから。でも、その方たちも毎回毎回御夫婦で、私もよく知ってるんですけども、車で乗り合わせて行かれて買い物をして帰ってこられるとか、御夫婦で重い荷物を持って自転車に乗ってけやき台の道とか神の浦の坂を上っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるんですね。そういう方からよくお話を聞くんですけども、親切で自分の車で御近所の老人を連れて

って、これよその地域ですけども、行ってお礼にお金を前は食材、お菓子とか何かやってたんですけども、いやあやる物がないからお金をとということで、お金を渡した瞬間に白タクとして捕まってしまったと。善意の発想なのにですね。こういったこともあります。非常にこの買い物支援が難しくなってますし、そういった該当者も全国で言えば600万人というふうに現在想定された方がいらっしゃると思います。基山町もだんだんだんだんこれがふえてくると思いますが、お願いですけども、そういった商店会なり商工会なり、それから行政と、それからなかなか事業として成り立つには商店と個人の客だけでいろんな流通が賄うというのは難しいんですよ。やはり売るほうも団体でなければいけないと思うんですけども、大きくなれば大きくなりますほどの団体であればいいと思うんですけども、サービスを受けるほうも自治会なり、その町内会がその中でそういった民間のボランティアの団体とかそういうものを設立していただいて、そこに行政が間を取り持っていてやっていかなければ、この問題はとても解決しないと思うんですけども。企業努力だろう、おまえ商店会でやれとかと言われても、採算性が合わなければなかなかやっていけないですよ。実際、事例もあるんですけども、なかなか単独でやっていこうというふうには、結局は商店会もボランティア活動みたいな感じでやっていけるうちがいいんですけども、そういう状況でもないです。ですから、お願いをしたいのは、基山町としてそういった地区に受け入れ側のボランティア団体なり施設なりの利用とか、そういった団体の設立について御助力をいただきたいと思うんですけども。それがあれば、商工会のほうも話が乗っていきやすいですし、各商店だってできることがあると思うんですよ。ですから、買い物弱者を支援しようということで、地域の中に行政の方が入っていただいて、団体をそういった組織なりをつくっていただけるようお願いをしたいと思うんですけども、メモをとっていらっしゃる町長、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、買い物弱者、本当にこれからお困りになられる方はふえていくというふうに思いますので、何らかの方策をとらなきゃいかんと。そのために移動販売とか宅配とか、いろいろ考えられるわけですが、なかなか採算ベースに乗らないということ、そういうこともございましょう。したがって、何らかの支援といいますが、それが金銭であるのか、あるいは仲介の労をとるとか、いろいろそういうふうなこともございましょうけども、

やはり町としても考えていかなきゃいかんのかなというふうには思います。

それから、一時地域通貨ですか、こういうふうな考え方もございまして、私も商工会のときに湯布院とか何かにも研修に行ったりもしましたんですけども、やはりそういうことも視野に入れながら、商工会なり何なりと考えていかなきゃいかんというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

時間がなくなりましたので、給食について質問をさせていただきます。

運営委員会が4回開かれて、臨時が1回開かれたということではありますが、メンバー構成ですね、は保護者の方は何名中何名入っていらっしゃるのでしょうか。で、どなたが入っていらっしゃいますか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

運営委員は10名で構成されております。そのうち保護者代表、保護者を随分探したんですが、結局はPTAのほうから出られました。これが学校から1名ずつ、それから学校代表が校長3名、あとは行政のほうからということになります。有識者で食改のほうからお一人加わってもらっています。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

もう少し保護者の方を入れていただきたいなと。できれば、各学年のPTA役員っていらっしゃると思うんですね。そういった方を入れていただくとか、地域の方でPTAの組織の中で大体20人が30人いらっしゃると思いますので、学年代表でお一人ずつでも各学校から入られれば、より大きな広い声が聞こえると思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に、開設時にセンター長を置かなくていいのかっていうふうにさんざん出たんですけども、その点の不都合はないのか。やっぱり必要ですよとかなかなか言えないと思いますけども、いや置かなくて大丈夫ですという一言を聞きたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

おっしゃいますセンター長につきましては、教育学習課の学校教育係の中の係長が兼務をしております。（「常駐でということじゃなくて」と呼ぶ者あり）はい、終日常駐というわけにはまいりませんが、職員の中で前半午前中、午後と分かれてやっております。常駐じゃございません。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

時間がなくて、この学校給食なかなか話ができなかったんですけども、これは次回に私の宿題として残したいと思いますので。

いろいろ御要望をいたしました。本当に突然言った部分もあったと思いますが、何とかよろしく願いをいたしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

これで今定例会の一般質問はすべて終了いたしました。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後3時30分 散会～